

三郷市公共施設景観ガイドライン

～自然と街が調和し、ほっとする景観づくり～



令和2年4月
三郷市

■沿革

施行 平成24年4月 1日

改訂 平成30年1月15日

改訂 令和 2年4月20日



目次

【本書の構成と活用方法】	1
第1章 公共施設景観ガイドライン作成の目的と位置づけ等	3
1 本ガイドライン作成の目的	3
2 取り組みの基本姿勢	3
3 本ガイドラインの位置づけ	4
4 本ガイドラインの性格づけ	4
第2章 景観と公共施設の基本認識	5
1 景観の捉え方	5
2 景観形成の基本的な視点	6
3 三郷市の景観形成	7
4 公共施設に求められているもの	11
第3章 公共施設景観形成の基本方針	13
第4章 適用の範囲	15
1 対象施設	15
2 適用の除外	15
3 適合協議の対象行為及び規模	16
第5章 施設別のガイドライン	17
1 施設別の方針及び配慮事項の一覧表	17
2 施設別の方針及び配慮事項、図解等の構成	21
第6章 共通要素別のガイドライン	53
1 共通要素別の方針及び配慮事項の一覧表	53
2 共通要素別の方針及び配慮事項、図解等の構成	57
第7章 推進体制と適合協議の手続き	84
1 推進体制	84
2 適合協議の手続き	84
3 適合協議の対象行為及び規模	85
4 適合協議等の手続き	87
第8章 公共施設景観ガイドラインのチェックシート	89
■参考資料	100
1 対象とする景観施設の整理	101
2 適合協議の対象規模の根拠	102
3 用語解説	103
4 様式書類	104
5 三郷市景観条例	111
6 法定通知の対象行為	115
7 公共施設景観ガイドライン策定に対する組織体制	117
8 公共施設景観ガイドライン策定の経過	118
9 各会議の設置要綱等	119
10 各会議の委員名簿	121

【本書の構成と活用方法】

本書は、次の8つの章で構成されている。

本書の活用方法や第1章～第4章までの前段では、目的、位置づけ等、基本認識、基本的な考え方、適用範囲といったガイドラインの基本事項をまとめ、第5章～第8章までの後段

では、実務に係る内容の景観形成の指針（施設別、共通要素別）と、実行するための推進方策、公共施設景観ガイドラインのチェックシートという構成になっている。

◆活用方法

①事業に必要な景観形成の考え方の基礎として活用

●該当施設の計画・設計等の業務に入る前の事前確認や途中段階で基礎的な検討事項に立ち返るために活用する。

②発想の手がかりとして活用

●配慮の方法としての図解や市内外の事例写真を掲載している。そのため、個々の施設が先導的役割を果たしながら都市景観の形成に貢献できるよう、創意工夫の手がかりとして活用する。

③伝達ツールとして活用

●本書は、担当者と設計者、あるいは景観担当係、景観アドバイザー等の間で、景観形成のイメージを伝達するためのツールとして活用する。

④チェックシートとして活用

●計画・設計等の最終的な確認を行うとともに、必要に応じて景観担当係との協議資料として活用する。

◆目的、位置づけ等

第1章 公共施設景観ガイドライン作成の目的と位置づけ等

●本ガイドライン作成の目的と取り組みの基本姿勢、位置づけ等についてまとめている。

◆基本認識

第2章 景観と公共施設の基本認識

●本ガイドラインの作成に向けて、景観の捉え方、基本的な視点、三郷市の景観形成、公共施設に求められるものについてまとめている。

◆本ガイドラインの基本的な考え方

第3章 公共施設景観形成の基本方針

●本ガイドライン全体の基本方針を定めている。
①周囲の景観要素との連続性の確保
②施設の全体と部分との調和
③時間の経過による変化への対応
④見やすくすることと見えにくくすること
⑤賑わいの創出
⑥もてなしが感じられる場・施設づくり
⑦経済性への配慮

第4章 適用の範囲

●本ガイドラインにおける対象施設と適用の除外についてまとめている。

◆景観形成の指針（ハードの運用指針）

第5章 施設別のガイドライン

●施設別の景観形成について、図解や写真を用いて方針及び配慮事項をまとめている。各施設の整備等の際に、景観形成の手掛かりとして活用する。

(1) 公共建築物

- ①全体計画 ④付帯設備類
- ②配置 ⑤付帯広告物
- ③外構と緑化 ⑥付帯施設

景観要素

(2) 公園・緑道

- ①全体計画 ③入口周り
- ②境界部 ④公園施設

景観要素

(3) 河川・用水・調整（節）池

- ①全体計画 ③水辺の道・オープンスペース
- ②水際・河道 ④護岸周り

景観要素

(4) 道路

- ①全体計画
- ②道路構造・横断構成
- ③交差点・駅前広場
- ④防護柵・車止め周り
- ⑤信号機・標識、路上設備周り

景観要素

第6章 共通要素別のガイドライン

●共通要素別の景観形成について、図解や写真を用いて方針及び配慮事項をまとめている。各共通要素の設置・変更等の際に、景観形成の手掛かりとして活用する。

(1) 建築施設

- ①高さ・規模 ⑤屋外階段
- ②外壁 ⑥建築物等緑化
- ③屋根・屋上
- ④バルコニー等

(2) フェンス類

(3) ポール類

(4) サイン類

(5) 橋梁類

(6) 擁壁・護岸類

(7) 設備類

(8) 夜間照明

(9) ストリートファニチャー・パブリックアート・遊具類

(10) 舗装類

(11) 樹木等

(12) 駐車場・駐輪場

(13) 色彩

◆推進方策の指針（ソフトの運用指針）

第7章 推進体制と適合協議等の手続き

●景観形成の推進体制、適合協議等の手続きについてまとめている。

第8章 公共施設景観ガイドラインのチェックシート

●公共施設の指針が、対象の施設に反映されているかをチェックできるようにまとめている。

第1章 公共施設景観ガイドライン作成の目的と位置づけ等

1 本ガイドライン作成の目的

公共施設景観ガイドラインは、景観に配慮した公共施設の整備等を行うための指針を定め、その活用により、公共施設の景観形成が三郷市の景観をリードし、民間に対するモデルとなることを目的とする。

また、本市はこの目的を達成するため次の基本姿勢で取り組むものとする。

2 取り組みの基本姿勢 注）一印は補足説明又は例示を表す（以下の頁も同じ）

●水と緑と街（まち）の「景観連鎖」を推進する

- ・おどり公園、第二大場川に代表されるような一定規模以上の公園（緑）、水辺（水）は、良好な景観の拠点や軸と捉えることができる。
- ・これらは、周辺の商業・業務施設、住居施設（街）に景観的な影響を与えており、今後の整備や維持管理においても、良好な景観形成をこれまで以上に進める必要がある。
- ・本ガイドラインを活用し、各々の公共施設が景観連鎖の拠点または軸として良好な景観の創出等を行い、地域への連鎖の推進役を担うものとする。
一例として、第5章 施設別のガイドラインの「全体計画」は、主に景観連鎖の拠点に基づいている。

●都市景観をリードし、モデル役を担う

- ・良好な景観の水と緑と街（まち）や地域の歴史・文化、そして季節や時間によるまちの表情などは、地域の独自性を表わし、住民や来訪者にとってまちの魅力を高める地域特性といえることができる。
- ・公共施設の景観形成が都市景観をリードし、民間に対するお手本となるためには地域特性を読み取り、その魅力を大切にしながら、さらにその魅力を高めるよう、地域特性との調和やこれらを活かした景観の創出に取り組むものとする。

●積極的な検討を行い、より良い景観形成を目指す

- ・景観形成の方法は多種多様であり、本ガイドラインに全ての手掛かりが用意されているわけでない。事業担当係自らが積極的に検討を行うことを基本とし、景観担当係と協議を行うなかで良好な景観形成や課題への対応策を見つけていくことが重要と考えている。
- ・そのため、協議対象行為を定め、対象となる事業においてはチェックシート用いて景観担当係と協議を行うこととする。
一例として、第7章 推進体制と協議の手続きの「4 適合協議等の手続き」に手続きの流れを定めている。

3 本ガイドラインの位置づけ

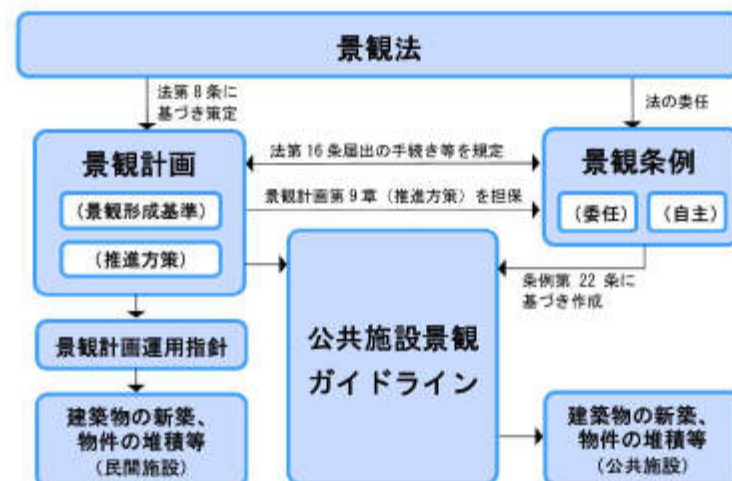
(1) 景観条例における位置づけ

三郷市景観条例第22条の公共施設等における景観形成には、「良好な景観形成を積極的に推進するための先導的な役割を果たさなければならない。」と位置づけられている。

(2) 景観計画における位置づけ

三郷市景観計画第9章の景観形成の推進方策には、「公共事業の良好な景観整備を促進するためには誘導基準が有効となります。そのため、公共施設景観ガイドラインの作成の検討を行います。」と位置づけられている。

※景観計画において公共建築物を除く公共施設の景観形成基準は定めていない



4 本ガイドラインの性格づけ

公共施設は、その立地や規模、機能、活用の方法などが異なり、施設ごとの整備目的やコンセプトを有している。そのため、景観形成の手法や進め方も異なり、良好な景観形成を行うためには、それぞれの条件や内容に合った創意工夫が求められる。

その上で本書は、景観形成の仕様を全市的に統一するのではなく、本市の景観計画の基本目標にもとづいた視点から、各々の公共施設についての共通した方針及び配慮事項について、指針となるようにまとめたものである。

なお、公共施設における技術的、専門的な設計技法等については、各種の技術マニュアル等を併せて活用する必要がある。

第2章 景観と公共施設の基本認識

1 景観の捉え方

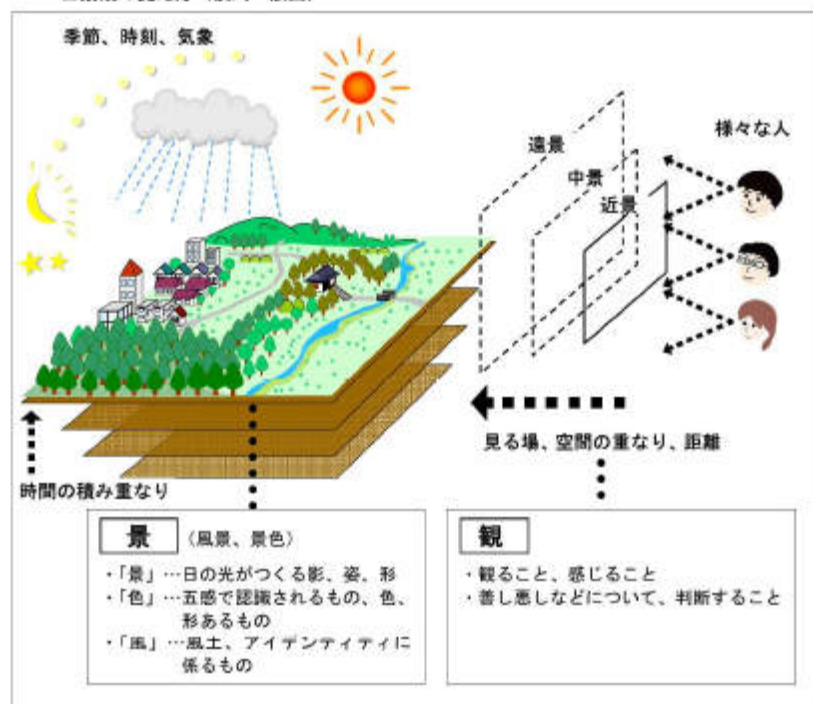
景観とは、環境の視覚的な側面をとらえたものであり、視覚的な対象と対象群の全体的な眺めと、それに伴う人間（集団）の心理的な現象であるといわれている。

これを都市の環境で考えると、地形や水辺、緑などの自然的な基盤と、建築物、道路などの人工物を含めた人間の活動の集積に対する全体的な眺めであり、それを主に視覚として受ける人間の心の動きであるといえる。

この心の動きは、個人的・主観的なものだが、たとえば、地域に残る原風景などから我々が潤いや安らぎを感じ、大きな影響を受けているように、現に見ることによって受けるのみならず、記憶として蓄積され、多くの人によって共有されるものである。

このようなことから、都市の景観は、多くの人が係わって育んでいくべき共有の財産であるといえる。

■景観の捉え方（模式一般図）



2 景観形成の基本的な視点

三郷市は、市民のみならずとともに、三郷の資源（人・自然・地勢・産業・交通・歴史・教育・文化など）を再認識し、社会環境の変化を見据え、三郷の歩むべき方向性を探り、実際に行動する「三郷学」に取り組んでおり、本ガイドラインの景観形成においてもこの精神を踏襲するものとする。

景観形成は、三郷の景観資源の視覚的な側面を重視するのみならず、まちの魅力そのものを高めていくことを目的としている。

そのため、本市が本来もっている景観の構造や特性を理解し、その特性に配慮した三郷らしい個性が感じられる景観を創出し、優れた景観を市民の共有の財産としていくという姿勢が求められる。それは、一朝一夕にできるものではなく、長い年月をかけて取り組んでいくべき課題である。

このような考え方を踏まえ、本書における景観形成の基本的な視点は、次の通りとする。

（1）景観を支えている自然的要素を重視する（水辺・緑）

水辺や緑は、都市に潤いや安らぎなどの心理的な影響を与える要素として、欠くことのできないものである。そして、これらの要素は密接に係わり合いながら自然の骨格を形成し、その都市固有の景観を形づくっている。

本市の景観を考えるうえでは、これらの自然的な要素に基づく視点から捉えるとともに、それを景観形成に役立てていくことが重要となる。

（2）長い間に培われていく歴史・文化を重視する

都市には、その場所にしかない歴史や文化がある。歴史や文化は、その都市の人々の生活の積み重ねの証であり、今も連続している時間の流れそのものである。長い時間の中で培われてきた歴史や文化の景観は、新しくつくられたものにはない奥深い表情をもっている。

また、良好な景観は時間の積み重ねの中で育まれるものであることから、未来においても受け継がれていくまちの記憶や財産を、今からつくり出すという視点も必要である。本市の景観を考えるうえでは、このような歴史・文化に係る要素とともに、新たな魅力を創出することも重要となる。

（3）都市づくり、住民のまちづくりと関連させて捉える

景観は、道路、河川、公園等の基盤施設や各種の建築物等によって成り立っている。景観形成には、これらの人為的な施設をいかに良質なものにしていけるか、という視点も求められる。

本市の景観を考えるうえで、今後予定されている都市計画道路の整備、面的整備事業、個別の公共施設整備等の都市づくりの各種事業と民間事業を連動させて捉えとともに、人々の目線を重視し、まちを歩いても安心と魅力を感じる景観づくりや、日々の営みの中での身近な景観づくりの取り組みなどを考えていくことが重要となる。

3 三郷市の景観形成

(1) 景観法にもとづく三郷市景観計画・景観条例の運用

平成16年6月18日に、わが国初の景観に関する総合的な法律として『景観法』が公布され、平成17年6月より全面施行された。

本市は、景観法にもとづいて平成19年6月より景観行政団体となり、平成23年4月から三郷市景観計画と三郷市景観条例の運用を開始している。

(2) 三郷市景観計画の基本目標とゾーン等の方針

本市は、景観計画にもとづいて良好な景観形成に取り組んでおり、本市の景観形成の基本目標である「自然と街が調和し、ほっとする景観づくり」を実現するため、景観形成の特徴的な展開方法として景観連鎖※を掲げている。

※景観連鎖とは、三郷市が良好な景観形成の展開方法を示す用語として定めるもので、三郷市が目標とする「自然（水・緑）と街（まち）の調和」を景観形成の基本構成とし、その構成単位を鎖の輪のように連結させ、市全域に展開させていく方法をいう。

●三郷市景観計画の基本目標

『自然と街が調和し、ほっとする景観づくり』

- ◆三郷市がめざす景観形成の目標像は、水・緑を地域景観の礎とした「水・緑と街（まち）」が調和する景観連鎖です。
- ◆この景観連鎖は、良好な景観が形成された一定の地域が、それぞれに係わりをもちながら市全体に連なり広がるさまを表し、三郷市景観の特色となるものです。

■自然・田園とまちが係わる景観づくり

- ・水や緑と共生し、次代へ伝える市民空間の景観づくりをしましょう。
- ・水と緑を活かし、三郷らしきを守り、育みましょう。
- ・水と緑に人とまちが魅力的に映える景観づくりをしましょう。
- ・人と人、人と自然のふれあいがある景観づくりをしましょう。
- ・緑の拠点と人の集まる拠点を結びネットワークの景観づくりをしましょう。

■市街地全般の景観づくり

- ・地域の特色を活かして、まちの景観づくりをしましょう。
- ・市街地や集落景観を活かし、三郷らしきを育み、つくりましょう。
- ・地域の景観資源を守り、活かしましょう。
- ・調和のとれたまち並みの景観づくりをしましょう。
- ・緑豊かな住宅地を守り、育みましょう。

■拠点における景観づくり

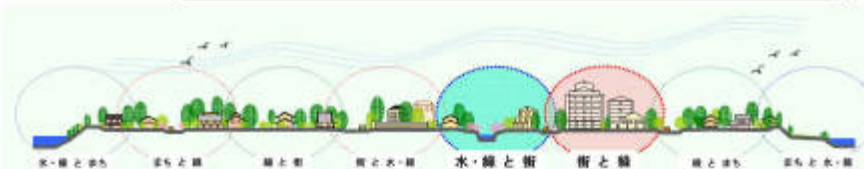
- ・三郷中央地区、新三郷からシティ地区、三郷インターA地区など、新たな街や顔となる景観整備を推進しましょう。
- ・駅周辺などは、賑わいやシンボルとなる景観演出を図りましょう。
- ・街にゆとりや賑わいを創出し、魅力ある都市空間の景観づくりをしましょう。

■市民と事業者と市の協働による景観づくり

- ・良い景観はみんなの共有財産です。景観意識を育みましょう。
- ・市民と事業者と市が協働で景観づくりに取り組みましょう。
- ・住民参加により住環境や田園環境の保全を進めましょう。
- ・誰もがほっとする景観をみんなでつくりましょう。

■推進方策による景観づくり

- ・良好な景観形成に向けた道しるべを待ちましょう。
- ・公共事業の景観形成は先導的な役割を果たしましょう。
- ・景観の活動や整備等を支援しましょう。
- ・景観づくりを進める取り組み体制を整えましょう。
- ・持続性のある景観づくりを推進しましょう。



※【「まち」と「街」について

- 「まち」の文字表記には、漢字の「街」及び「町」と、ひらがなの「まち」の三種類がある。本計画では、これらを次の「街」と「まち」の二種類に統一し、その使い分けに依りて両方を用いている。
- ①「街」は、新しいまち、商業・業務地のまちを表記するときに用いている。
- ②「まち」は、上記以外を表記するときに用いている。
- ＊なお、他の計画等から引用するときにはそのまま表記している。

(3) 景観ゾーン等の方針

三郷市を景観の観点から次に示す三つの種別に区分して市全体の景観形成方針を定める。
一つ目は、今後の開発動向や土地利用から面的に区分した『景観ゾーン』である。
二つ目は、河川・用水路と道路・鉄道の線的や骨格を示す『景観軸』である。

区分	景観形成方針
景観ゾーン ときめき景観ゾーン 	●今後、商業施設や住居施設等により新たな市街地景観が創出される一定の区域を『ときめき景観ゾーン』とします。 ●三郷市の新しい街の表情を創出するとともに、ゆとりと潤いのある景観形成を図ります。住まい空間においては、落ち着きと潤いのある景観形成を図ります。 
まち並み景観ゾーン 	●すでに、住居施設や商業施設、工業施設等により市街地として景観が形成されている一定の区域を『まち並み景観ゾーン』とします。 ●住居施設は、落ち着きと潤いのある景観形成を図ります。また、地域らしさを残すまち並みの育成を図ります。 ●商業施設は、ゆとりと潤いのある景観形成を図ります。 ●工業施設は、親しみと潤いのある景観形成を図ります。 
ゆとり景観ゾーン 	●農地、または農地の一部に住居施設や工業施設等が点在している一定の区域を『ゆとり景観ゾーン』とします。 ●都市のゆとりと潤い空間として、農地景観の維持と一部土地利用されている住居施設等との調和に配慮した景観形成を図ります。 ●都市計画マスタープランに位置づけられる将来都市構造の産業立地ゾーンにおいては、その土地利用がされる周囲を緑化するなど、周辺環境の調和に配慮した景観形成を図ります。 
みず・みどり景観ゾーン 	●水辺や緑のオープンスペースを有し、市民のスポーツや憩い等のレクリエーション景観の区域を『みず・みどり景観ゾーン』とします。 ●水辺に親しみ、スポーツ、憩いの場として、水辺景観の維持と潤いのある景観形成に努めます。 
景観軸 水辺景観軸 	●市域の東西に位置する江戸川・中川と市内を縦横断する河川や用水路は、三郷市景観の線的骨格を示すもので『水辺景観軸』とします。 ●身近な水辺として親しまれるとともに、水辺景観を保全し、育成し、良好な水辺の景観形成を図ります。 
道路・鉄道景観軸 	●市内の遠景として印象強い常磐自動車道や東京外かく環状道路等の高規格道路と、車や人の動線として市内をネットワークする主要道路、またJR武蔵野線とつくばエクスプレスを『道路・鉄道景観軸』とします。 ●まち並み景観ゾーン及びゆとり景観ゾーンとの調和に配慮した大規模建造物の景観形成を図り、人にやさしい、緑を考慮した景観形成に努めます。 ●また、道路軸においてはパブリックデザイン（ストリートファニチャー等のデザイン）に配慮した景観形成を図ります。 
駅景観拠点 	●都市の玄関口として、新たな街の顔づくりを行うべき点的区域を『駅景観拠点』とします。 ●駅を中心に、賑わいや憩いづくりに配慮した景観形成を図ります。 
みず・みどりレクリエーション景観拠点 	●水辺や緑のオープンスペースを有し、市民のスポーツや憩い等のレクリエーション景観として重点を置く区域を『みず・みどりレクリエーション景観拠点』とします。 ●水と緑の景観を保全し、ゆとりと潤いのある景観形成に努めます。 

そして三つ目は、新たな街の顔づくりやレクリエーション景観の形成など、景観上重要となる点的な『景観拠点』である。
それぞれについて、その特性を踏まえて景観形成方針を次のとおり設定する。

■景観ゾーン等の方針図



4 公共施設に求められているもの

(1) 市民の視点を大切にすること

公共施設は、その性格上、主体である市民との関係が不可欠であり、すべての公共施設で、市民に受け入れられるように配慮するとともにお手本となることが求められる。さらに、市民の多様なニーズに応えるため、単独の公共施設だけでサービスをとらえるのではなく、都市空間全体でとらえた総合的な取組みが必要となっている。

- 安心できること
- 愛着と誇りが持てること
- 多様なニーズに応えること
- 親しみやすいこと
- これからのまちづくりを先導し、モデルとなること
- 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン^{※1}の考え方を踏まえること

(2) 地域の視点を持つこと

地域の景観は、自然環境をはじめ市民の生活や歴史、文化などが反映されて成り立っている固有のものである。そこで、その地域における市民の生活や歴史、文化などをとらえ、景観の構造やその状況、変化の成り行きなど、良好な地域特性を読み取り、配慮しながら地域固有の景観を育てていくことが求められる。それぞれの公共施設が地域における役割を様々な面から検討することが大切である。

- 地域特性を大切にし調和と創出を図ること
- 地域のまちづくりに一貫性があること

※1 は用語解説「P-103」を参照

(3) 環境負荷の軽減に配慮すること

大気や水質、土壌汚染など地球規模での環境汚染は、生態系の破壊、異常気象、健康への影響などに現れ、深刻化している。人々の様々な活動全般において環境負荷ができるだけ少なくなるように配慮することが必要である。

- 省資源、省エネルギーに努めること
- 既存の緑や水辺の環境、生態環境を保全すること
- 自然環境本来の機能の再生により自然との共生を図ること

(4) 時間の視点を取り入れること

公共施設は、基本的には市民の普遍的な価値に応えるため、あるいは、安定した都市の基盤を形成するために継続的に利用されることを目的としていることから、地域に与える影響は長期にわたる。そのため、時間の経過に対する配慮が特に重要であり、先見性をもち、新たな文化を育むことを目指した施設づくりが求められる。

- 将来の世代に環境の豊かさを継承すること
- 豊かに使い続けられること

第3章 公共施設景観形成の基本方針

公共施設景観形成の基本方針として、以下のとおり7つの方針を設定する。

① 周囲の景観要素との連続性の確保

：まち並みの景観が調和するよう周囲の景観要素との調和・連続性に配慮した計画をする。

良好な景観形成を図る上で、影響力のある公共施設が周囲の良好な景観と不調和にならないようにするため、公共施設は周囲の景観特性を活かし、まち並みとの調和に配慮することが必要である。また、統一感のあるまち並みを創出するため、公共施設は各施設を単体で考えるのではなく、他の施設や民間施設とのつながり等連続性に配慮する。

→例えば、連続する線、調和する形態・高さ・材料・色彩等

② 施設の全体と部分との調和

：施設の各要素との調和を意識し、全体としてまとまりのある計画をする。

景観は、個々の要素が良好な景観を形成するとともに、それぞれが全体として調和することが重要となる。施設の全体と部分の景観が調和することに配慮する。

→例えば、施設内の建築物、工作物、設備機器類の形態・材料・色彩等

→例えば、道路・緑道、公園施設等の舗装材・色彩等

③ 時間の経過による変化への対応

：時間の経過による材料や製品等の劣化、維持管理等に配慮した計画をする。

公共施設は、長期間にわたり使われ続けるものであるため、使用する材料や製品等の修繕時期・耐用年数等、整備したときだけでなく、その後の劣化や維持管理等にも配慮する。また、樹木類も同様に成長や維持管理、間引き等の伐採に配慮する。

→例えば、外壁の材料・塗装、建築物外周部や道路、公園等の樹木類

④ 見やすくすることと見えにくくすること

：見せたいものを見やすくし、見せたくないものを見えにくくすることに配慮した計画をする。

何を見せたいのか、どこから見せるのかを整理する。また、何を見せたくないのか、どのように見えにくくするのかを整理する。

→例えば、緑・ルーバー等による遮蔽、直接見えない位置への配置

→例えば、災害・緊急時等の目じるしやランドマーク性に配慮

⑤ 賑わいの創出

：整備においては、人が集まる空間づくりに配慮した計画をする。

賑わいや魅力を外部に伝えるには、文字による案内看板よりも、そこで楽しむ人の姿が見えるほうが効果的である。快適な視点場でくつろぐ人が外からも垣間見るとそこに行ってみたくなる、このような「見る、見られる」の関係がある魅力的な空間・要素づくりに配慮する。

⑥ もてなしが感じられる場・施設づくり

：利用する人の立場に立って心地よく利用できるように配慮した計画をする。

安全安心の施設・設備であるのは当然として、市民のための施設である公共施設は市民の利用を歓迎していることを盛り込んだ場・施設づくりに配慮する。

→例えば、不特定多数の市民が利用する施設においては、施設の出入り口等は解放性のある場づくりに配慮

→例えば、外部空間には、緑陰や休息施設等を有する、ほっとする場づくりに配慮

→例えば、場・施設づくりにおけるユニバーサルデザインの配慮

⑦ 経済性への配慮

：整備費とともに維持管理、廃棄までのコスト低減に配慮した計画をする。

計画する際には、コストがかかり過ぎないものや、維持管理しやすいもの、補修に長い時間を要しないもの等を選定し、整備費及び維持管理コストの低減に配慮する。

第4章 適用の範囲

1 対象施設

本ガイドラインは、市が行う次の公共施設について適用するものであり、地域の景観形成に与える影響等を勘案し、適切な運用に努めるものとする。また、国・県等が整備する公共施設についても理解と協力を求めていくものとする。

- 公共建築物
- 公園・緑道
- 河川・用水・調整（節）池
- 道路

2 適用の除外

法令等の定めによる場合、災害復旧事業、その他の急を要する事業、又は周辺景観に与える影響がないか極めて小さい事業及び部分的な維持補修等の小規模な事業は、本指針の適用を除外することができるものとする。なお、このような場合においても、できる限り景観に配慮した事業の実施に努めるものとする。

3 適合協議の対象行為及び規模

次の表は、適合協議の対象行為及び規模を定めたものである。

対象規模は、「施設別」と「共通要素別」に区分し、それぞれを面積や高さ等で示している。

行為		協議の対象規模	
施設別	(1) 公共建築物	新築、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色の変更	イ) 延べ面積が250㎡以上のもの ロ) 高さが5m以上のもの ハ) イ又はロ以外で開発事業※2敷地内のもの ニ) イ又はロに該当するもののうち、各立面の外観の変更面積が壁においては1/4以上かつ20㎡以上、屋根においては1/4以上かつ5㎡以上のもの ホ) ハによる届出で景観計画の適合を受けたもののうち、各立面の外観の変更面積が壁においては1/4以上若しくは20㎡以上、屋根においては1/4以上若しくは5㎡以上のもの
	(2) 公園・緑道		イ) 面積が1,000㎡以上のもの
	(3) 河川・用水・調整（節）池		イ) 河川・用水で幅員が天端内法1.5m以上のもの ロ) 調整（節）池で面積が1,000㎡以上のもの
	(4) 道路		イ) 1級、2級市道、都市計画道路、新市街地 5m以上の道路、歩行者専用道路 ロ) 駅前広場は、全てのもの



共通要素別	(1) 建築施設	施設別の(1)公共建築物と同じ
	(2) フェンス類	イ) 長さが10m以上のもの
	(3) ポール類	イ) 高さが5m以上のもの
	(4) サイン類	イ) 高さが2m以上のもの
	(5) 橋梁類	イ) 全てのもの
	(6) 擁壁・護岸類	イ) 高さが2m以上かつ長さが10m以上のもの
	(7) 設備類	イ) 高さが5m以上のもの ロ) 排水機場は全てのもの
	(8) 夜間照明	—
	(9) ストリートファニチャー・パブリックアート・遊具類	イ) 高さが2m以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色の変更	イ) (5)橋梁類、(6)擁壁・護岸類、(7)設備類のイ)に該当するもののうち、各立面の外観の変更面積が壁においては1/4以上かつ20㎡以上のもの
	(10) 舗装類	
	(11) 樹木等	イ) 面積が250㎡以上のもの
	(12) 駐車場・駐輪場	

※2【開発事業】：三郷市開発事業等の手続等に関する条例（平成21年条例第34号）第2条第2項第5号に規定する開発事業（詳細はP-103を参照）

第5章 施設別のガイドライン

1 施設別の方針及び配慮事項の一覧表

施設別の方針及び配慮事項の一覧表は、公共建築物、公園・緑道、河川・用水・調整（節）池、及び道路について方針及び配慮事項をまとめたもので、施設にかかわる事項を本一覧表で把握することができる。

また、方針及び配慮事項には景観形成に直接かわからないと考えられる事項も記載している。例えば、安全安心にかかわる事項等では、景観形成に先立って確保すべき重要な事項と考えている。

なお、本一覧表の項目別の解説は後のページに記載している。

（1）公共建築物

項目	方針	配慮事項
①全体計画 ※周辺 ※対象地周辺 ※人と生物	01 まちとのネットワークを考慮する。	①まち並みやオープンスペースのつながりを意識する。 ②周辺の緑のつながりを意識した緑の拠点として位置づける。 ③歩行者等空間のネットワーク化を図る。 ④歩行者ルートを機能的に引き込む。一例として、中庭・通り抜け通路の確保。
	02 周辺環境とのかかわりや地域特性を考慮する。	①周辺のまち並みとの調和やゆとりを生み出す建築物の配置を行う。 ②隣接する施設との一体化・協調化を図る。 ③周辺の緑や水辺を保全・活用する。 ④まちに開かれたオープンスペースを確保する。 ⑤まちとのつながりを意識したエントランスを確保する。 ⑥駐車場・駐輪場を設ける場合は、まち並みに配慮した場所に設ける。 ⑦地域特性や利用形態、生態環境等に配慮したゾーニングを行う。
	03 人や生物にやさしい施設づくりをする。	①誰もが利用しやすいものとする。 ②分かりやすいサインや誘導等を設ける。 ③緑のネットワーク化を図る。 ④人が憩える空間や賑わい・団らんとする空間づくりを図る。
②配置 ※景観計画の景観形成基準より（以下） （図表で示す）	04 周辺の自然環境や地域文化等の景観資源を考慮する。	①水辺、シンボル樹、寺社・史跡等の見通しを確保する。
	05 道路、水辺、隣地間とのゆとりスペースを確保する。	①道路、水辺、隣地間のゆとりスペースを確保する。 ②道路側の壁面緑化の促進と連続性を確保する。
③外構と緑化	06 周辺環境を考慮し、敷地周辺の緑化を考慮する。	①敷地外周部に生垣、又は低・中・高木等の植栽を行う。 ②外周部を植栽する場合は、敷地の奥等による景観を妨げない植栽の選定に努める（以下同じ） ③敷地や隣地に日陰や涼風、微風等による景観を妨げないように考慮をする。
	07 周辺環境を考慮し、雨のいる環境の選定をする。	①花や紅葉等の彩りづくりを行う。 ②まち並みの連続性に配慮した植栽を行う。
	08 周辺環境を考慮し、駐車場等の周囲や舗装面の緑化を考慮する。	①駐車場・駐輪場の周囲は、露出し過ぎないように樹木等による植栽を行う。 ②舗装面に緑化用ブロック等の利用を図る。一例として、芝生舗装。
④付帯設備類	09 設備機器・照明・配管・ダクト類が過度に露出しないように考慮する。	①設備機器類は、道路、河川、公園等より見えにくい配慮。又は、ルーバー等で遮蔽を図る。 ②壁面に付帯する配管・ダクト類はできるだけ目立たないよう建築物本体と調和を図る。
⑤付帯広告物	10 付帯する広告物の位置や大きさ、色彩が突出しないようにする。	①付帯する広告物は、建築物本体とデザインや大きさの調和を図る。 ②建築物本体より過度の突き出しは避ける。
⑥付帯施設	11 駐車場、ごみ置き場等は、露出が過度にならないようにする。	①駐車場・駐輪場は、露出し過ぎないように緑化等で整備を行う。 ②ごみ置き場等を設ける場合は、外部より直接目につくように緑化等で整備を行う。

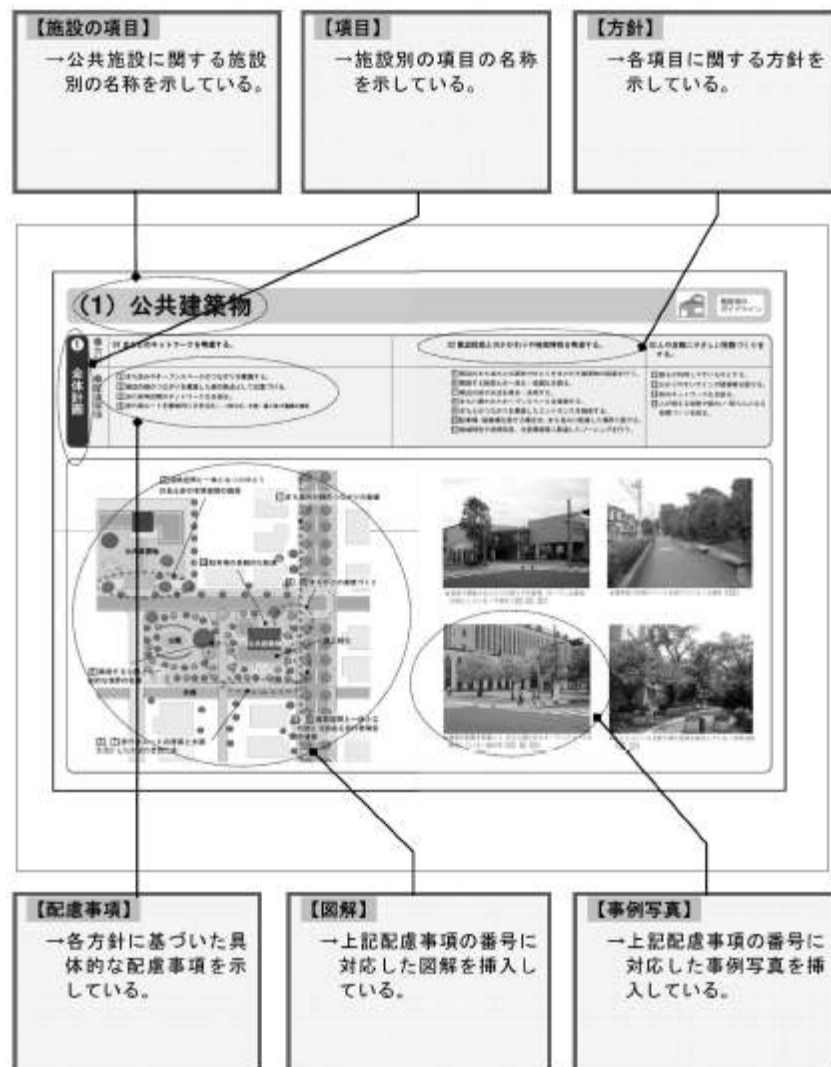
（2）公園・緑道

項目	方針	配慮事項
①全体計画 ※周辺 ※対象地周辺 ※人と生物	01 まちとのネットワークを考慮する。	①周辺の緑や水辺とのネットワーク化を図る。 ②周辺の公園緑地との機能・役割の連携を図る。 ③アクセシビリティの安全性・快適性を確保する。 ④歩行者等空間のネットワーク化を図る。
	02 周辺環境とのかかわりや地域特性を考慮する。	①まちとのつながりを意識したアプローチを確保する。 ②周辺の緑や水辺を保全・活用する。 ③樹木その他の植栽の適正な管理（間引き・伐倒を含む）を行う。 ④隣接する施設との一体化・協調化を図る。 ⑤駐車場・駐輪場を整備する場合は、まち並みに配慮した場所に設ける。
	03 人や生物にやさしい施設づくりをする。	①誰もが利用しやすいものとする。 ②敷地内の既存樹木の保全、活用を図る。 ③人の憩える空間やほっとできる空間づくりを図る。 ④地域特性や生態環境等に配慮したゾーニングを行う。 ⑤生物の生息空間をつくる。
②境界部 ※敷地とのかわり ※敷地づくり	04 敷地とのかわりを考慮する。	①周辺の道路からの見通しを確保する。 ②塀・フェンスを設ける場合は、設置位置の最適化、目立たない、落ち葉のある色彩にする等の工夫を行う。一例として、低壁・中間色調色等。 ③道路（歩道）空間、水辺空間、公共建築物等との一体化・協調化を図る。 ④塀・フェンスを設置しない境界部のあり方を検討する。
	05 周辺環境を考慮し、雨のいる環境に配慮する。	①外周部の緑化を考慮するとともに、雨に被害を与えない植栽等を選定する。 一例として、落葉樹や常緑樹等。 ②まち並みの連続性に配慮した植栽を行う。 ③花や紅葉等の彩りづくりを行う。 ④環境を守るために緩衝地帯を確保する。
	06 安全・安心で魅力ある境界部づくりをする。	①法面・擁壁を設ける場合は、勾配や形、緑化、素材等を工夫する。 ②植栽によって手陰を演出する。一例として、背や寄りて美しめる工夫。 ③歩行者の休憩スペースを設ける。
③入口周り ※もてなし ※入りやすさ	07 快適かつ円滑に入れるような工夫をする。	①サインを設ける場合は、わかりやすいサインの工夫を行う。 ②周辺の道路からの見通しを確保する。 ③周辺の緑や水辺に配慮した位置にエントランスを確保する。 ④植栽等の工夫によって入口らしさを創出する。
	08 地域らしさと魅力ある空間づくりをする。	①シンボルツリーや草花、パブリックアート等によって入口周りの演出を図る。 ②地域らしさを活かした入口周りを創出する。 ③門・ゲート等に地域特性を活かしたデザインの取り入れを図る。 ④道路（歩道）空間との一体的な整備を行う。 ⑤エントランスに広場空間の確保を図る。
	09 形態、意匠、色彩は周辺の施設や環境（地形、緑等）との調和を考慮する。	①緑を引き立てる落ち葉のある色彩・素材を選択する。 一例として、貴族系の近似的な利用を図る。 ②自然素材の活用、又は自然と調和する素材の利用を図る。 ③植栽によって周囲を修景する。
④公園施設 ※敷地づくり ※人と生物	10 親しみやすさや魅力のある施設づくりをする。	①魅力あるアクセントを与える要素として効果的な配置やデザインを工夫する。 ②植栽によって手陰を演出する。 ③経年変化の特性に配慮した表情をつくる。
	11 人や生物にやさしい施設づくりをする。	①駐車場・駐輪場を整備する場合は、人や車の安全な通行に配慮した位置に設ける。 ②周辺環境を考慮し、駐車場の周囲や舗装面は緑化を図る。 ③環境の保全と育成のため緩衝地帯を確保する。

2 施設別の方針及び配慮事項、図解等の構成

「1 施設別の方針及び配慮事項の一覧表」を基に、項目ごとの方針・配慮事項の具体的な解説を示す。

施設別の項目については、公共建築物、公園・緑道、河川・用水・調整（節）池、道路の合計4項目となっており、項目ごとの各構成の見方については、(1) 公共建築物の①全体計画を例に挙げて、以下の構成とする。



(1) 公共建築物

公共建築物は、小・中・高等学校の校舎や文化会館、市役所など地域が目じるしとなり記憶される景観施設であり、多くの市民が利用し活動する施設である。各々の施設の整備コンセプトのもと、本施設と水と緑と街（まち）の景観連鎖を促す「全体計画の景観視点」と、周辺や地域特性に配慮し、ゆとりと潤い等の確保を促す「個別計画の景観視点」に立って良好な景観形成に取り組む。

■全体計画の景観視点

●本施設の全体計画においては、本施設と水と緑と街（まち）の景観連鎖を促す視点に立ち、まちとのネットワークや周辺環境とのかかわり・地域特性の考慮、そして人や生物にやさしい施設づくりの景観形成に取り組む。

※全体計画で特に重要視すべき配慮事項
・誰もが利用しやすいものとする

■個別計画の景観視点

●本施設の個別計画においては、周りや地域特性との関わりに配慮し、建築物の配置や外構と緑化、付帯設備類、付帯広告物、付帯施設についての景観形成に取り組む。

※個別計画で特に重要視すべき配慮事項
・設備機器類は、道路、河川、公園等より見えにくい配置、又は緑、ルーバー等で遮蔽を図る
・付帯する広告物は、建築物本体とデザインや大きさの調和を図るとともに、建築物本体より過度の突き出しは避ける

(1) 公共建築物



施設別の
ガイドライン

1

方針

01 まちとのネットワークを考慮する。

- ① まち並みやオープンスペースのつながりを意識する。
- ② 周辺の緑のつながりを意識した緑の拠点として位置づける。
- ③ 歩行者等空間のネットワーク化を図る。
- ④ 歩行者ルートを敷地内に引き込む。一例として、中庭・通り抜け通路の確保

全体計画

配慮事項

02 周辺環境とのかかわりや地域特性を考慮する。

- ⑤ 周辺のまち並みとの調和やゆとりを生み出す建築物の配置を行う。
- ⑥ 隣接する施設との一体化・協調化を図る。
- ⑦ 周辺の緑や水辺を保全・活用する。
- ⑧ まちに開かれたオープンスペースを確保する。
- ⑨ まちとのつながりを意識したエントランスを確保する。
- ⑩ 駐車場・駐輪場を設ける場合は、まち並みに配慮した場所に設ける。
- ⑪ 地域特性や利用形態、生態環境等に配慮したゾーニングを行う。

03 人や生物にやさしい施設づくりをする。

- ⑫ 誰もが利用しやすいものとする。
- ⑬ 分かりやすいサインや誘導等を設ける。
- ⑭ 緑のネットワーク化を図る。
- ⑮ 人が憩える空間や賑わい・団らんとなる空間づくりを図る。



▲ 風格のある特徴的な入口周りとしている／三浦市【⑨】



▲ 境界部に休憩スペースを設けている／三浦市【⑫】



▲ 建物の配置を考慮して、まちに開かれたオープンスペースを確保している／三浦市【⑤、⑥、⑦】



▲ ゆとりスペースを設計緑化空間を創出している／世田谷区【①、②】

(1) 公共建築物



施設別の
ガイドライン

2 配置

方針

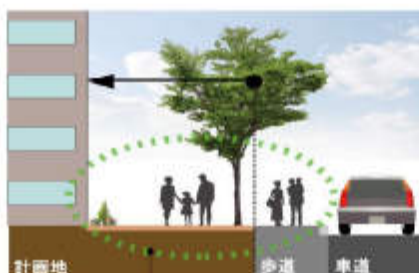
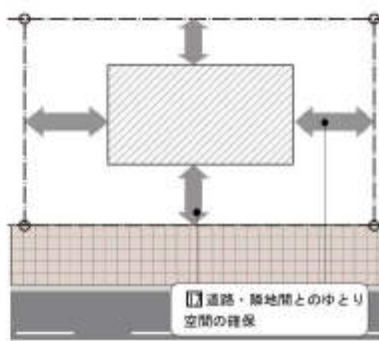
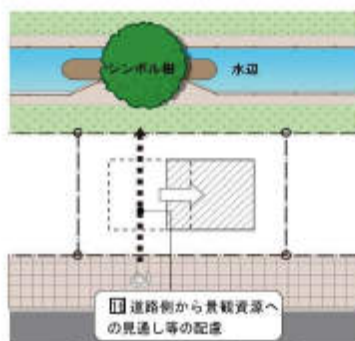
04 周辺の自然環境や地域文化等の景観資源を考慮する。

⑬ 水辺、シンボル樹、寺社・史跡等の見通しを確保する。

配慮事項

05 道路、水辺、隣地間とのゆとりスペースを確保する。

⑭ 道路、水辺、隣地間のゆとりスペースを確保する。
⑮ 道路側の壁面線の後退と連続性を確保する。



(1) 公共建築物



施設別の
ガイドライン

3 外構と緑化

方針

06 周辺環境を考慮し、敷地周辺の緑化を考慮する。

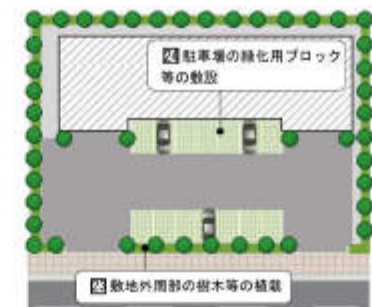
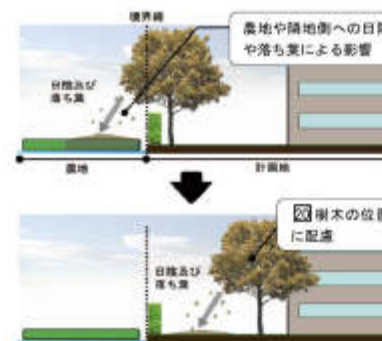
⑯ 敷地外周部に生垣、又は低・中・高木等の植栽を行う。
※樹木を植栽する場合は、風の向きによる悪影響を及ぼさない樹種の選定に努める（以下同）
⑰ 農地や隣地に日陰や落ち葉、樹種等による悪影響を与えないように考慮をする。

07 周辺環境を考慮し、潤いのある樹種の選定をする。

⑱ 花や紅葉等の彩りづくりを行う。
⑲ まち並みの連続性に配慮した植栽を行う。

08 周辺環境を考慮し、駐車場等の周囲や舗装面の緑化を考慮する。

⑳ 駐車場・駐輪場の周囲は、露出し過ぎないように樹木等による植栽を行う。
㉑ 舗装面に緑化用ブロック等の利用を図る。
一例として、芝生舗装



(1) 公共建築物



施設別の
ガイドライン

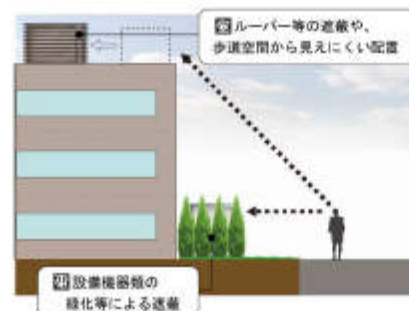
4 付帯設備類

方針

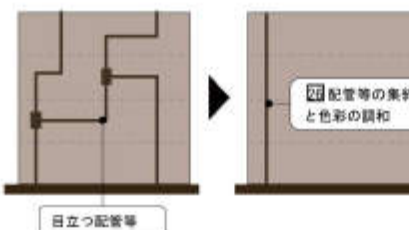
09 設備機器・照明・配管・ダクト類が過度に露出しないように考慮する。

配慮事項

- 25 設備機器類は、道路、河川、公園等より見えにくい配置、又は緑、ルーバー等で遮蔽を図る。
- 26 壁面に付帯する配管・ダクト類はできるだけ集約、又は建築物本体と調和を図る。



▲川崎市【25】



▲横浜市【26】

(1) 公共建築物



施設別の
ガイドライン

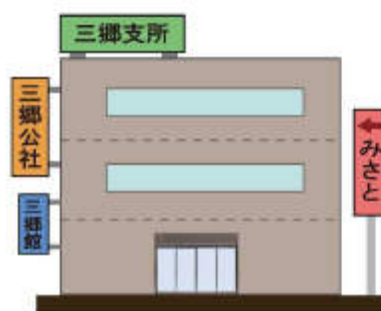
5 付帯広告物

方針

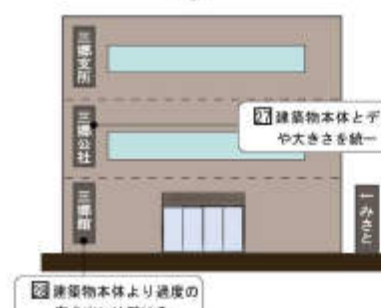
10 付帯する広告物の位置や大きさ、色彩が突出しないようにする。

配慮事項

- 27 付帯する広告物は、建築物本体とデザインや大きさの調和を図る。
- 28 建築物本体より過度の突き出しは避ける。



▲千代田区【27】



▲千葉市【28】

(1) 公共建築物



施設別の
ガイドライン

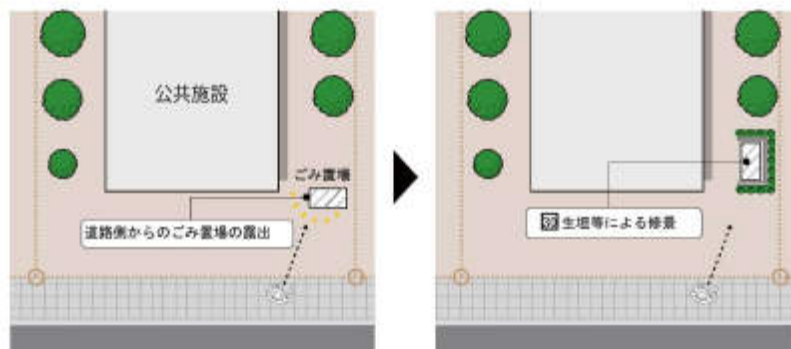
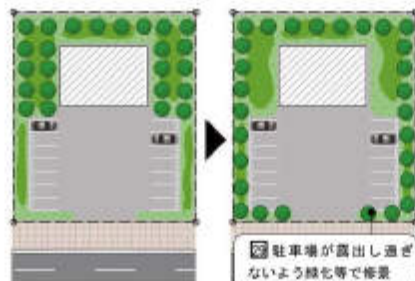
6 付帯施設

● 方針

11 駐車場、ごみ置き場等は、露出が過度にならないようにする。

● 配慮事項

- 22 駐車場・駐輪場は、露出し過ぎないように緑化等で修景を行う。
- 23 ごみ置き場等を設ける場合は、外部より直接目にふれにくいように緑化等で修景を行う。



(2) 公園・緑道



公園・緑道は、緑の景観拠点・核として意識され、緑と水の景観にふれあえる空間であり、憩いや活動、行き交う空間として多くの市民に利用されている施設である。各々の施設の整備コンセプトのもと、水と緑と街（まち）の景観連鎖を促す「全体計画の景観視点」と、潤いや魅力、親しみ等を促す「個別計画の景観視点」に立って良好な景観形成に取り組む。

■ 全体計画の景観視点

- 本施設の全体計画においては、水と緑と街（まち）との景観連鎖を促す視点に立ち、まちとのネットワークや周辺環境とのかかわり・地域特性の考慮、そして人や生物にやさしい施設づくりの景観形成に取り組む。

※ 全体計画で特に重要視すべき配慮事項

- ・ 周辺の緑や水辺とのネットワーク化を図る
- ・ 誰もが利用しやすいものとする

■ 個別計画の景観視点

- 本施設の個別計画においては、周りや地域特性との関わりに配慮し、景観的な潤いや魅力、親しみ等を促す視点に立ち、本施設の外周の境界部や入口周り、内部空間の公園施設についての景観形成に取り組む。

※ 個別計画で特に重要視すべき配慮事項

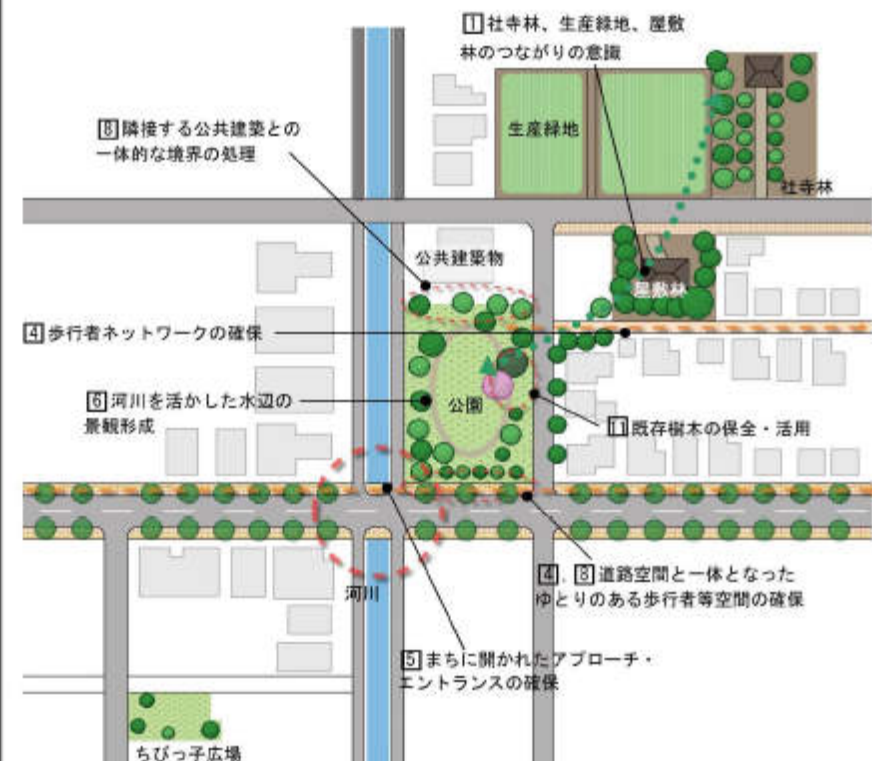
- ・ 周辺の道路からの見通しを確保する
- ・ 柵・フェンスを設ける場合は、設置位置の後退、目立たない、落ち着いた色彩にする等の工夫を行う
- ・ 外周部の緑化を考慮するとともに、周りに悪影響を与えない樹種等を選定する
- ・ サインを設ける場合は、わかりやすいサインの工夫を行う
- ・ 入口周りは、周辺の道路からの見通しを確保する
- ・ 公園施設は、緑を引き立てる落ち着いた色彩・素材を選定する。また、魅力あるアクセントを与える要素として効果的な配置やデザインを工夫する

(2) 公園・緑道

1 方針 ● 配慮事項 全体計画

01 まちとのネットワークを考慮する。

- ① 周辺の緑や水辺とのネットワーク化を図る。
- ② 周辺の公園緑地との機能・役割の連携を図る。
- ③ アクセスルートの安全性・快適性を確保する。
- ④ 歩行者等空間のネットワーク化を図る。



施設別のガイドライン

02 周辺環境とのかかわりや地域特性を考慮する。

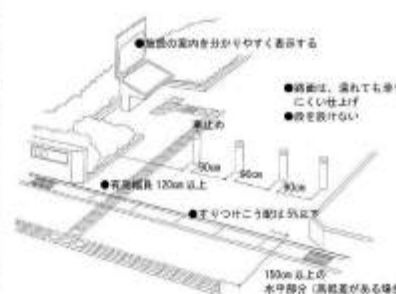
- ⑤ まちとのつながりを意識したアプローチを確保する。
- ⑥ 周辺の緑や水辺を保全・活用する。
- ⑦ 樹木その他の植栽の適正な管理（間引き伐採を含む）を行う。
- ⑧ 隣接する施設との一体化・協調化を図る。
- ⑨ 駐車場・駐輪場を整備する場合は、まち並みに配慮した場所に設ける。

03 人や生物にやさしい施設づくりをする。

- ⑩ 誰もが利用しやすいものとする。
- ⑪ 敷地内の既存樹木の保全・活用を図る。
- ⑫ 人の賑わえる空間やほっとできる空間づくりを図る。
- ⑬ 地域特性や生態環境等に配慮したゾーニングを行う。
- ⑭ 生物の生息空間をつくる。



▲公園と道路を一体的に整備し、たまり空間を生み出している／杉並区【図1】



▲誰もが利用しやすい入口部とする／埼玉県福祉のまちづくり条例ガイドブックより【図2】



▲水辺を石でほかし、生物の生息空間を創出している／横浜市【図3】



▲影りのある緑道のネットワーク化を図るとともに、生物の生息空間の連続性を図っている／三浦市【図4】

(2) 公園・緑道

3 入口周り

方針

07 快適かつ円滑に入れるような工夫をする。

配慮事項

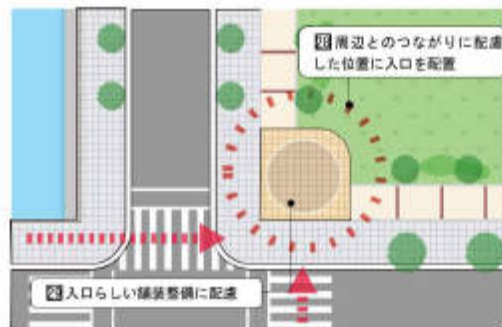
- 01 サインを設ける場合は、わかりやすいサインの工夫を行う。
- 02 周辺の道路からの見通しを確保する。
- 03 周辺とのつながりに配慮した位置にエントランスを確保する。
- 04 舗装等の工夫によって入口らしさを明確にする。



施設別の
ガイドライン

08 地域らしさと魅力ある空間づくりをする。

- 01 シンボルツリーや草花、パブリックアート等によって入口周りの演出を図る。
- 02 地域らしさを活かした入口周りを創出する。
- 03 門・ゲート等に地域特性を活かしたデザインの取り入れを図る。
- 04 道路（歩道）空間との一体的な整備を行う。
- 05 エントランスに広場空間の確保を図る。



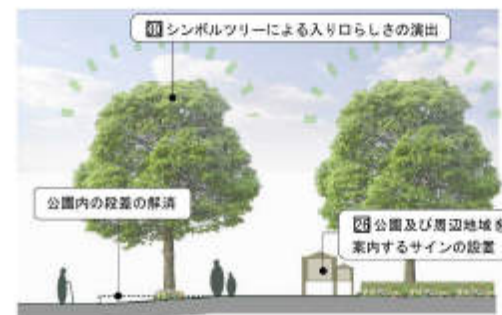
▲舗装を工夫して入口部を分かりやすくしている／世田谷区【02、04】



02 広がりのある空間を確保し、道路との一体化を図る



▲エントランスにオープンスペースとシンボルツリーを設けている／さいたま市【01、04】



▲入口周りを開放的にし、わかりやすいサインを設置している／三郷市【01、04】



▲園内へアプローチしやすい開放的な入口周りとしており、モニュメントを設けている／三郷市【01、04】



▲地域らしさを取り入れた入口周りとしている／江東区【01、04】

(2) 公園・緑道



施設別の
ガイドライン

4	● 方針	09 形態、意匠、色彩は周辺の施設や環境（地形、緑等）との調和を考慮する。
	● 配慮事項	09 緑を引き立てる落ち着いた色のある色彩・素材を選択する。一例として、黄緑系の透色色の利用を避ける。 10 地域特性を活かしたデザインの取り入れを図る。 11 自然素材の活用、又は自然と調和する素材の利用を図る。 12 植栽によって周囲を修景する。

10 親しみや魅力のある施設づくりをする。	11 人や生物にやさしい施設づくりをする。
09 魅力あるアクセントを与える要素として効果的な配置やデザインを工夫する。 10 植栽によって季節感を演出する。 11 経年変化の特性に配慮した表情をつくる。	09 駐車場・駐輪場を整備する場合は、人や車の安全な通行に配慮した位置に設ける。 10 周辺環境を考慮し、駐車場の周囲や舗装面は緑化を図る。 11 環境の保全と育成のため緩衝緑地を確保する。



▲建物周囲の植栽と調和した落ち着いた色のある色彩としている／緑谷市【09】



▲周辺との調和に配慮した遊具を設けている／成田市【10】



▲身近な素材を用いることで親しみやすさを演出している／古河市【09】



▲草花により彩りと季節感を演出している／三郷市【10】



▲地域特性を活かした和風デザインのトイレとしている／千代田区【11】



▲勾配屋根の屋上緑化をしている／横浜市【12】



▲ずっけりとしたシンプルなデザインのトイレとしている／三郷市【11】



▲駐車スペースの舗装部を緑化している／葛飾区【10】

(3) 河川・用水・調整（節）池

河川・用水・調整（節）池は、水辺景観軸として都市の骨格を成すもので、水と緑の景観にふれあえる空間であり、ゆとりと潤いを与えてくれる場として多くの市民に親しまれている施設である。各々の施設の整備コンセプトのもと、水と緑と街（まち）の景観連鎖を促す「全体計画の景観視点」と、周辺への配慮や潤いづくり等を促す「個別計画の景観視点」に立って良好な景観形成に取り組む。

■全体計画の景観視点

- 本施設の全体計画においては、水と緑と街（まち）の景観連鎖を促す視点に立ち、まちとのネットワークや周辺環境とのかかわり・地域特性の考慮、そして人や生物にやさしい施設づくりの景観形成に取り組む。

※全体計画で特に重要視すべき配慮事項
・周辺の水辺や緑とのネットワーク化を図る

■個別計画の景観視点

- 本施設の個別計画においては、周りや地域特性との関わりに配慮し、本施設の魅力やゆとり、潤いづくりを促す視点に立ち、水際・河道や、水辺の道・オープンスペース、護岸周りについての景観形成に取り組む。

※個別計画で特に重要視すべき配慮事項
・歩行者の歩行や憩い等に配慮した舗装素材の利用や色彩の選定を行う
・護岸の模様・表現において、水辺に不調和な絵や文字等の彩色を避ける
・防護柵の構造、形態、意匠、色彩等は、安全性を確保するとともに自然環境との調和を図る

(3) 河川・用水・調整（節）池

1 方針	01 まちとのネットワークを考慮する。
	① 周辺の水辺や緑とのネットワーク化を図る。 ② 周辺の水辺や公園緑地との機能・役割の連携を図る。 ③ アクセスルートの安全性・快適性を確保する。 ④ 歩行者等空間のネットワーク化を図る。 ⑤ 生物の生態・生育空間となる拠点・巨脈とそれらを結ぶネットワーク化を図る。
● 配慮事項	



施設別のガイドライン

02 周辺環境とのかかわりや地域特性を考慮する。	03 人や生物にやさしい施設づくりをする。
⑥ 隣接する他の施設との一体化・協調化を図る。 ⑦ 視点を設ける。一例として、流れ、対岸、遠景への眺望等 ⑧ 地域特性や水辺の見え方、水辺からの見え方、生態環境のネットワーク等に配慮したゾーニングを行う。 ⑨ まちとのつながりの深い場所では、人々のふれあいの舞台となるオープンスペースを創出する。 ⑩ 単調にならないよう、河道の線形を活かしながら節目となる空間を確保する。一例として、合流部・分岐部、公園・広場、橋梁、湧き出し等	⑪ 誰もが利用しやすいものとする。 ⑫ 周辺の雑木林等、生物の生態空間の拠点となる自然的要素を水辺につなげる。中継地点となる水辺をつくる。 ⑬ 水質の浄化を考慮した整備を図る。 ⑭ 水辺に親しめ、ほっとできる空間づくりを図る。



▲河川沿いに桜並木を植栽し、緑のネットワーク化を図っている／三郷市【①】



▲調整池の中にオープンスペースを設けている／三郷市【④】



▲河川沿いにオープンスペースを設け拠点場としている／新谷市【⑦、⑧、⑨】



▲歩道とオープンスペースを一体的に整備することで、段差をなくし、憩いの広場づくりを図っている／千代田区【⑩、⑪、⑫】

(3) 河川・用水・調整（節）池

施設別の
ガイドライン

2 水際・河道

●方針

04 自然の流れの表情を持つ水際線を考慮する。

- 04 自然の地形を活かした流れをつくる。
 - 05 河道地形の多様化を図り、水量の変化に応じた不整形な水際線づくりを図る。
 - 06 砂れきや自然石等自然の素材による河床づくりを図る。
 - 07 水際線をほかす。
- 一例：水生植物や自然石の活用、緩勾配の水際等

●配慮事項

05 生物にやさしい水際・河道づくりをする。

- 08 生物に配慮した淀みや瀬・淵づくりを図る。
- 09 魚道の確保を図る。
- 10 水際に多様な水生植物や自然石の取り入れを図る。



▲自然の地形を活かした流れをつくっている／川崎市【04、05】



▲水量の変化に応じた不整形な水際線づくりをしている／越前市【06】



▲水際線をヨシ等の植物によりほかす、やわらかい印象としている／三郷市【07、08】



▲生物に配慮した淀みや瀬・淵づくりを図っている／江東区【09、10、11、12】

(3) 河川・用水・調整（節）池

施設別の
ガイドライン

3 水際の道・オープンスペース

●方針

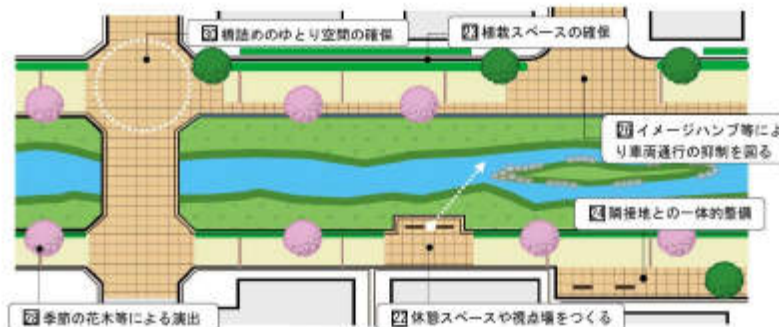
06 ゆとりと潤いづくりをする。

- 06 要所に休憩スペースや観点場づくりを図る。
- 07 植栽及びオープンスペースをできる限り広く確保するとともに、これらの良好な維持管理を図る。
- 08 隣接地との一体的整備によってオープンスペース、道路を確保する。

●配慮事項

07 人と生物にやさしい道・オープンスペースづくりをする。

- 09 歩行者の歩行や駐い等に配慮した舗装素材の利用や色彩の選定を行う。
- 10 歩行者の安全性に配慮する。
- 11 一例：イメージハンブ等による車両通行の抑制等
- 12 隣接地と協調して緑化を図る。
- 13 季節の花木・草花等によって季節感を演出する。
- 14 水際に親しめる空間づくりを図る。
- 15 植栽のゆとり空間の確保を図る。



▲河川沿いに観点場となる休憩スペースを設置している／三郷市【06】



▲河川沿いにゆとり空間の確保を図る／江東区【07、08】

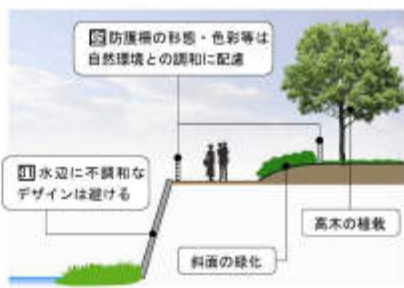
(3) 河川・用水・調整(節)池

施設別の
ガイドライン

4 護岸周り	●方針	08 周辺との調和や生物環境を考慮する。	09 人にやさしい護岸の整備を図る。
	●配慮事項	01 護岸の規模・表現において、水辺に不調和な絵や文字等の彩色を避ける。 02 地域性を考慮した表情づくりを図る。 03 層状の変化を持った護岸の表情づくりを図る。 04 多様な生物の空間を生み出す工法・素材を活用する。 一例：空石積み、積枝工、蛇籠、ふとん等	05 防護柵の構造、形態、意匠、色彩等は、安全性を確保するとともに自然環境との調和を図る。 06 水辺への開放感のある眺めの場を確保する。 07 安全性の確保を前提として、水辺に近づく護岸の整備を図る。



▲層状の変化を持った護岸の表情づくりをしている
／三郷市【03】



▲空石を活かした護岸によって自然な質感を表現している
／沼田市【04】



▲水辺へ近づく観点場を設けている／横須市【07】

(4) 道路

道路は、まち並み(道路)景観軸として都市の骨格を成すもので、多くの市民が移動し行き交い、多くの民間施設が接する施設である。各々の施設の整備コンセプトのもと、まち並み景観軸の景観連鎖を促す「全体計画の景観視点」と、まち並みの連続性と魅力づくり等を促す「個別計画の景観視点」に立って良好な景観形成に取り組む。

■全体計画の景観視点

●本施設の全体計画においては、まち並み景観軸の景観連鎖を促す視点に立ち、まちとのネットワークや周辺環境とのかかわり・地域特性の考慮、そして人や生物にやさしい施設づくりの景観形成に取り組む。

※全体計画で特に重要視すべき配慮事項
・歩行者等の快適な歩行等を促進するための舗装材や色彩の選定を行う

■個別計画の景観視点

●本施設の個別計画においては、人や生物への配慮を行い、まち並みの連続性や魅力づくりを促す視点に立ち、道路構造・構成、交差点・駅前広場、防護柵・車止め周り、信号機・路上設備周りについての景観形成に取り組む。

※個別計画で特に重要視すべき配慮事項
・沿道敷地との舗装素材や色彩の協調による連続性の確保を図る
・交差点・公衆トイレ、駅前駐輪場等は、交差点・駅前広場や周辺及び駅舎デザインとの調和を図るとともに、景観のポイントとなるような良質なデザインを行う
・防護柵・車止め周りは、周辺特性を活かした形態、意匠、色彩を選定する
・信号機・標識・路上設備周りは、地域特性を考慮した形態、意匠、色彩の選定を行う

(4) 道路

1

方針

01 まちとのネットワークを考慮する。

配慮事項

- ① 駅前広場は道路軸のアイストップ※4やシンボルとなるシンボルツリー、施設等の整備を図る。
- ② 周辺の道路との機能・役割の連携を図る。
- ③ アクセスルートの安全性・快適性を確保する。
- ④ 周辺の歩行ルート等とのネットワーク化を図る。
- ⑤ 歩行者等空間のネットワーク化を図る。



※4 は用語解説「P-103」を参照



施設別の
ガイドライン

02 周辺環境とのかかわりや地域特性を考慮する。

- ⑥ 周辺環境に配慮した形態、意匠、色彩等の計画を行う。
- ⑦ 道路付帯施設は周辺環境や地域特性との関わりを活かした施設づくりを図る。
- ⑧ 周辺の緑や水辺と連続した舗装素材や色彩、緑化を図る。
- ⑨ 隣接する施設との一体化・協調化（歩行者等空間）を図る。

03 人や生物にやさしい施設づくりをする。

- ⑩ 歩行者等の快適な歩行等を促進するための舗装材や色彩の選定を行う。
- ⑪ 誰もが利用しやすいものとする。
- ⑫ 歩行者や車等の安全性の確保を前提とし、緑化の促進を図る。
- ⑬ 緑のネットワーク化を図る。
- ⑭ 人が休憩できる空間や休憩施設の設置を図る。



▲駅前シンボル樹とパブリックアートを設けている
／東久留米市 [10]



▲歩道・車道舗装の素材・色彩の連携と草花による影の演出を行っている／横浜 [11]、[12]



▲橋詰めを特徴的なデザインで強調している／世田谷区 [13]



▲立木や花木を配し、潤いのある緑のネットワーク化を図っている／三軒市 [14]

(4) 道路



施設別の
ガイドライン

2 道路構造 横断構成

方針

04 安全・安心で魅力ある歩行者等の空間づくりをする。

- ⑫ まち並みの魅力向上のため、パブリックデザインに配慮した修景を図る。
- ⑬ 安全でゆとりある歩行者等空間の確保を図る。
- ⑭ 歩行者等の休息等に配慮したスペース・施設の確保を図る。

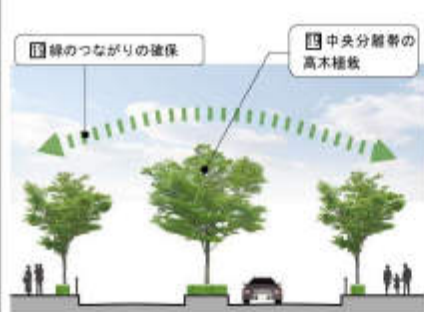
配慮事項

05 自然環境やまち並みの連続性を考慮する。

- ⑮ 沿道敷地との舗装素材や色彩の協調による連続性の確保を図る。
- ⑯ 沿道敷地との緑化の協調による拡充を図る。一例として、高木（街路）・中低木・草花（沿道敷地）
- ⑰ 沿道敷地との歩行者等空間の協調によりゆとりスペースの確保を図る。



▲パブリックデザインに配慮した休憩スペースを設けている／横浜市【⑫、⑬】



▲沿道敷地との歩行者空間の協調によりゆとりスペースを確保している／品川区【⑰】

(4) 道路



施設別の
ガイドライン

3 交差点・駅前広場

方針

06 秩序のある空間を確保する。

- ⑱ 角地の敷地との協調、一体的な整備によって、オープンスペースの確保を図る。
- ⑲ 見通しや見通し線（ビスタ※5ライン）を確保する。
- ⑳ 交通島を設ける場合は、ランドマーク※6性を意識したデザインを考慮する。

配慮事項

07 空間としてのまとまりや魅力ある個性を創出する。

- ㉑ 交番、公衆トイレ、駅前駐輪場等は、交差点・駅前広場や周辺及び駅舎デザインとの調和を図るとともに、景観のポイントとなるような良質なデザインを行う。
- ㉒ 潤いと緑陰等の確保のため、高木等の緑化を図る。
- ㉓ 駅前広場の夜間照明は、魅力向上の照明デザインを図る。



▲角地の敷地との協力によって、歩道とつながる小広場が創出されている／世田谷区【⑱】



▲交通島に地域特性を活かした標識を配置している／世田谷区【⑲】



▲交番を周辺のデザインに調和させている／横浜市【㉑】

※5、※6は用語解説「P-103」を参照

(4) 道路



施設別の
ガイドライン

4 方針 車止め周り 施設別のガイドライン	08 安全・安心な施設づくりをする。	09 周辺特性を活かした工夫をする。
	27 歩行者や車等の安全・安心を確保する施設の選定を行う。 一例として、取り付けボルトの納まり 28 過剰な防護や人止めにならないような防護柵、又は車止めの選定を行う。	29 周辺特性を活かした形態、意匠、色彩を選定する。 一例として、商業地等はガードパイプで意匠、色彩の選定 30 植栽との組合せを図る。 一例として、防護フェンス+低木（ゆとり有りの場合）、又はつる性植物（ゆとり無しの場合）

(4) 道路



施設別の
ガイドライン

5 方針 信号機・標識 路上設備周り 施設別のガイドライン	10 わかりやすくすっきりした設置を考慮する。	11 地域特性を考慮した設置をする。
	31 信号機、標識のポールや路上設備等は目立たない、落ち着いた色彩とする。 一例として、低彩度・中間色調等 32 信号機、標識、照明灯等の共架・統合化を考慮し、施設・数量等の合理化を図る。一例として、スマートなデザインへ	33 地域特性を考慮した形態、意匠、色彩の選定を行う。 一例として、商業地等と住宅地との使い分け 34 周辺環境や施設等との調和を図る。

第6章 共通要素別のガイドライン

1 共通要素別の方針及び配慮事項の一覧表

共通要素別の方針及び配慮事項の一覧表は、建築施設、フェンス類、ポール類、サイン類、橋梁類、擁壁・護岸類、設備類、夜間照明、ストリートファニチャ・パブリックアート・遊具類、舗装類、樹木等、駐車場・駐輪場及び色彩について方針及び配慮事項をまとめたもので、共通要素にかかわる事項を本一覧表で把握することができる。

また、方針及び配慮事項には景観形成に直接かわからないと考えられる事項も記載している。例えば、安全・安心にかかわる事項等では、景観形成に先立って確保すべき重要な事項と考えている。

なお、本一覧表の項目別の解説は後のページに記載している。

項目	方針	配慮事項
(1) 建築施設	①高さ・規模	01 屋根や軒、階、最上層の高さは周辺に配慮する。 02 一つの規模が大き過ぎないように配慮する。
	②外壁	03 圧迫感や単調な壁面を避け、周辺の景観との調和に配慮する。 04 金属やガラス等の壁面は、周辺への反射防止に配慮する。
	③屋根・壁土	05 突出した形態、意匠を避け、周辺との調和に配慮する。
	④バルコニー等	06 手摺等は安全・安心に配慮し、建築物等と調和した形態・意匠に配慮する。 07 設備機器等が露出しないように配慮する。
	⑤屋外階段	08 建築物本体と調和した形態・意匠に配慮する。
(2) フェンス類	⑥建築物等緑化	09 屋上緑化や壁面緑化に配慮する。
	⑦安全・安心	01 安全・安心に配慮する。 02 周辺に調和した形態・意匠や素材に配慮する。
(3) ポール類	⑧安全・安心	01 周辺に調和した形態・意匠や素材に配慮する。 02 安全・安心に配慮する。

※8、9は用語解説「P-103」を参照

項目	方針	配慮事項
(4) サイン類	01 見やすさとわかりやすさに配慮する。	①サイン本体の視認性※10、読み易性※11を高める。 ②一例として、色覚弱者でも認識しやすい色づかいに配慮。 ③周辺のサイン等の視覚情報を把握し連携を図る。 ④周辺の案内を兼ねた施設サインを設ける。 ⑤夜間の見やすさを図る。
	02 周辺に調和した形態・意匠や素材に配慮する。	⑥長時間利用されることを考慮したシンプルな形態とする。 ⑦地域にふさわしい色彩・素材を選択する。 ⑧経年変化を考慮した素材の選定をする。
	03 統一性や統合性に配慮する。	⑨地の要素との共創・統合を図る。 ⑩一連のサインに調和をもたせる。 ⑪表示内容の整理をすっきりさせる。 ⑫サインの機能、役割に応じた情報の整理、体系化、配置計画をたてる。 ⑬情報の更新の仕方について計画をたてる。
(5) 橋梁類	01 安全・安心に配慮する。	①転落防止柵等を設ける。 ②歩行者等の通行に配慮した幅員とする。
	02 周辺に調和した形態・意匠や素材に配慮する。	③周辺との調和に配慮し、すっきりとしたシンプルな形態・構造とする。 ④まちの顔となるべき橋では、周辺地域の特性に配慮したシンボルとなる形態・構造・色彩とする。 ⑤橋の構造を活かした照明を検討する。
	03 圧迫感等をやわらげる工夫をする。	⑥桁の形状、桁の下部の仕上げ・色彩を工夫する。 ⑦橋脚と桁の接合部の処理、配管等の納まりをすっきりさせる。 ⑧周辺の緑化によって存在感をやわらげる。
	04 まとまりのある空間づくりに配慮する。	⑨柵柱、欄干、照明灯、舗装等を合わせた全体のまとまりを図る。 ⑩道路空間と連続する橋脚め広場や橋上の憩い場を確保する。 ⑪桁の下空間をオープンスペース等として有効に活用する。
(6) 擁壁・護岸類	01 安全・安心に配慮する。	①転落防止柵等を設ける。 ②人に配慮した勾配設定とする。
	02 周辺に調和した形態・意匠や素材に配慮する。	③材質・護岸部のグラフック化※12等適度な表装は施える。 ④自然石等を用い、素材感を表現する。 ⑤表面部理を工夫し、自然な質感・経年変化の特性のある仕上げにする。 ⑥地域の特性にあった自然な質感・経年変化の特性のある表装処理を図る。
	03 圧迫感等をやわらげる工夫をする。	⑦造形や装飾は過度な限り勾配を緩くしたり、高さを低く抑える。 ⑧形態の分割・分離を図る。 ⑨擁壁面や護岸面等を緑で覆える。一例として、つる性植物、緑化ブロック等。 ⑩護岸の緑の取り入れを図る。 ⑪現状の変化を待った護岸の表情をつくる。
	04 人や生物に配慮する。	⑫生物が生活・生育できる多孔質※13の空間を確保する。 ⑬親水広場や水辺へ近づくことができる階段・スロープを設ける。 ⑭通行に必要な情報以外のサインの設置を控える。 ⑮多様な生物の空間を生み出す工夫・素材を活用する。 ⑯一例として、空石積み、柳植工、乾草、ふとん等。
(7) 設備類	01 形態・意匠や素材に配慮する。	①周囲に調和するような本体の色彩や素材の選定を行う。 ②目立たせないように周囲を緑や樹木等で囲う。
	02 安全・安心に配慮する。	③通行上邪魔にならない位置に設置する。 ④露出する場合は、柵、壁等で囲い込む。
(8) 夜間照明	01 光量や光源の向きなどが周辺に影を落とさないように配慮する。	①植栽に影や光の、けいけいとして周辺に影を落とさないように配慮する。 ②植栽側に対する夜間照明は避ける。
	02 省エネ等を考慮した、夜間の魅力づくりに配慮する。	③ライトアップやイルミネーション※14を行う場合は、省エネ等に配慮する。 ④安全性に必要な最低限の照明を確保する。
(9) ストリートファニチャ・パブリックアート・遊具類	01 周辺環境や施設への調和に配慮する。	①地域らしさを考慮したデザインの取り入れを図る。 ②建築物やオープンスペースと一体的に計画する。 ③一連のストリートファニチャに調和性・共通性をもたせる。
	02 親しみや魅力を感じさせるデザインに配慮する。	④親しみやすさや魅力あるデザインを工夫する。 ⑤自然の素材を活用した素材感を表現する。 ⑥照明や緑、広告物と組み合わせる。
	03 人にやさしい配慮をする。	⑦歩行者等空間とのかわりに配慮し、歩行者の通行を妨げない位置に設ける。 ⑧誰もが利用しやすい工夫をする。 ⑨もてなしとして、可能な限り休憩施設を設ける。

※10、11、12、13、14は用語解説「P-103」を参照

第1章 作成の目的と位置づけ等	第2章 景観と公共施設の基本認識	第3章 公共施設景観形成の基本方針	第4章 適用の範囲	第5章 施設別のガイドライン	第6章 公共施設景観のガイドライン	第7章 施設別と景観の手続き	第8章 チェックシート	■ 参考資料																													
<table><tr><th>項目</th><th>方針</th><th>配慮事項</th></tr><tr><td rowspan="3">(10) 舗装類 *人にやさしい *周辺との調和や連続性 *魅力</td><td>01 人にやさしい路面構造にする。</td><td> - 歩行者の安全に配慮した舗装材を選択する。 一例として、すり減りの防止、凍結防止や融雪の促進の視認性 - 段差を解消する。一例として、切り下げ部の車道との段差、路面の平坦性 - やわらかい印象を与える歩道境界の緑色づくりを図る。 - 歩行者等空間における歩行の連続性を確保する。 - 交差する道路にハンプ、イメージハンプを設置し、運転者に注意を喚起する。 </td></tr><tr><td>02 周辺との調和に配慮する。</td><td> - 必要以上に路面が目立つ強い色彩・舗装パターンは控える。 - 周辺と調和する落ち着いた色のある素材・色彩を選択する。 - 隣接する舗装材との調和を図る。 - 雨水排水や排水溝等の配置を考慮する。 - 舗装材で埋められない部分を計画的につくる。 </td></tr><tr><td>03 魅力づくりに配慮する。</td><td> - 舗装によって機能区分やまとまり、あるいは一体性・連続性を表現する。 - 複数の材料の組み合わせにより路面の表情をつくる。 - 舗装に地域性の要素の取り入れを図る。 - 透水性を考慮した舗装材、工法を選択する。 - リサイクル材、再生可能な材料を採用する。 - 応用性の高い材料を選択する。 </td></tr><tr><td rowspan="3">(11) 樹木等 *周辺との調和 *緑の特性の活用 *保全</td><td>01 地域特性や周辺との調和に配慮する。</td><td> - 周辺の緑とのつながり・連続性を確保する。 - 屋敷地とのつながりを確保する。 - 水辺の環境との結びつきを保全し、創出する。 - 植栽場所（水辺等）、空間のイメージ・環境との整合を図る。 </td></tr><tr><td>02 既存のものは保全・活用で配慮する。</td><td> - 既存の樹林地・樹木等の保全・活用する。一例として、既存樹木の移植等 - 緑をリサイクルした資源を活用する。 一例として、高木・落葉のチップ化、堆肥化 </td></tr><tr><td>03 緑の特性を活用し、維持管理に配慮する。</td><td> - 地域性、植生を考慮した植栽を行う。 一例として、市の樹木であるシロネ、サツキ - 季節の移り変わりを演出を行う。一例として、季節に応じた草花の選定 - シンボリックな植栽によって空間を印象づける。 一例として、高木の樹形が整っているものを選定 - 樹木その他の植栽の適正な管理（剪定・伐採・害虫）を行う。 - 圧迫感を与えるものは緑でやわらげ、隠したいものや景観阻害要素は緑で遮蔽する。 - 生物の生息・生育に配慮した多様性を富む緑を創出する。 </td></tr><tr><td rowspan="3">(12) 駐車場・駐輪場 *周辺との調和 *緑化 *人に配慮</td><td>01 周辺との調和に配慮する。</td><td> - 既存の地形や緑を活用する。 - 周辺と調和するデザインを施した目隠し壁等によって遮蔽する。 - 大規模にならないように適切な分割・分断を図る。 </td></tr><tr><td>02 緑化に配慮する。</td><td> - 緑や自然石を活用して空間の表情を図る。 - 緑や透水性の舗装材を採用する。 - 植の基盤にも活用できる広場として整備を図る。 </td></tr><tr><td>03 人にやさしい配慮をする。</td><td> - 駐車場から施設までの段差を解消する。 </td></tr><tr><td rowspan="2">(13) 色彩 *落ち着いた色のある色彩 *周辺との調和 *基調色と強調色の配色</td><td>01 落ち着いた色のある色彩を基調とし、周辺との調和に配慮する。</td><td> - 景観計画区域・公共建築物等の色彩基準による配色を行う。 - 重点地区・公共建築物等の色彩基準による配色を行う。 - 公共施設建築部の色彩基準による配色を行う。 </td></tr><tr><td>02 基調色と強調色の配色による調和に配慮する。</td><td></td></tr></table>									項目	方針	配慮事項	(10) 舗装類 *人にやさしい *周辺との調和や連続性 *魅力	01 人にやさしい路面構造にする。	- 歩行者の安全に配慮した舗装材を選択する。 一例として、すり減りの防止、凍結防止や融雪の促進の視認性 - 段差を解消する。一例として、切り下げ部の車道との段差、路面の平坦性 - やわらかい印象を与える歩道境界の緑色づくりを図る。 - 歩行者等空間における歩行の連続性を確保する。 - 交差する道路にハンプ、イメージハンプを設置し、運転者に注意を喚起する。	02 周辺との調和に配慮する。	- 必要以上に路面が目立つ強い色彩・舗装パターンは控える。 - 周辺と調和する落ち着いた色のある素材・色彩を選択する。 - 隣接する舗装材との調和を図る。 - 雨水排水や排水溝等の配置を考慮する。 - 舗装材で埋められない部分を計画的につくる。	03 魅力づくりに配慮する。	- 舗装によって機能区分やまとまり、あるいは一体性・連続性を表現する。 - 複数の材料の組み合わせにより路面の表情をつくる。 - 舗装に地域性の要素の取り入れを図る。 - 透水性を考慮した舗装材、工法を選択する。 - リサイクル材、再生可能な材料を採用する。 - 応用性の高い材料を選択する。	(11) 樹木等 *周辺との調和 *緑の特性の活用 *保全	01 地域特性や周辺との調和に配慮する。	- 周辺の緑とのつながり・連続性を確保する。 - 屋敷地とのつながりを確保する。 - 水辺の環境との結びつきを保全し、創出する。 - 植栽場所（水辺等）、空間のイメージ・環境との整合を図る。	02 既存のものは保全・活用で配慮する。	- 既存の樹林地・樹木等の保全・活用する。一例として、既存樹木の移植等 - 緑をリサイクルした資源を活用する。 一例として、高木・落葉のチップ化、堆肥化	03 緑の特性を活用し、維持管理に配慮する。	- 地域性、植生を考慮した植栽を行う。 一例として、市の樹木であるシロネ、サツキ - 季節の移り変わりを演出を行う。一例として、季節に応じた草花の選定 - シンボリックな植栽によって空間を印象づける。 一例として、高木の樹形が整っているものを選定 - 樹木その他の植栽の適正な管理（剪定・伐採・害虫）を行う。 - 圧迫感を与えるものは緑でやわらげ、隠したいものや景観阻害要素は緑で遮蔽する。 - 生物の生息・生育に配慮した多様性を富む緑を創出する。	(12) 駐車場・駐輪場 *周辺との調和 *緑化 *人に配慮	01 周辺との調和に配慮する。	- 既存の地形や緑を活用する。 - 周辺と調和するデザインを施した目隠し壁等によって遮蔽する。 - 大規模にならないように適切な分割・分断を図る。	02 緑化に配慮する。	- 緑や自然石を活用して空間の表情を図る。 - 緑や透水性の舗装材を採用する。 - 植の基盤にも活用できる広場として整備を図る。	03 人にやさしい配慮をする。	駐車場から施設までの段差を解消する。	(13) 色彩 *落ち着いた色のある色彩 *周辺との調和 *基調色と強調色の配色	01 落ち着いた色のある色彩を基調とし、周辺との調和に配慮する。	- 景観計画区域・公共建築物等の色彩基準による配色を行う。 - 重点地区・公共建築物等の色彩基準による配色を行う。 - 公共施設建築部の色彩基準による配色を行う。	02 基調色と強調色の配色による調和に配慮する。	
項目	方針	配慮事項																																			
(10) 舗装類 *人にやさしい *周辺との調和や連続性 *魅力	01 人にやさしい路面構造にする。	- 歩行者の安全に配慮した舗装材を選択する。 一例として、すり減りの防止、凍結防止や融雪の促進の視認性 - 段差を解消する。一例として、切り下げ部の車道との段差、路面の平坦性 - やわらかい印象を与える歩道境界の緑色づくりを図る。 - 歩行者等空間における歩行の連続性を確保する。 - 交差する道路にハンプ、イメージハンプを設置し、運転者に注意を喚起する。																																			
	02 周辺との調和に配慮する。	- 必要以上に路面が目立つ強い色彩・舗装パターンは控える。 - 周辺と調和する落ち着いた色のある素材・色彩を選択する。 - 隣接する舗装材との調和を図る。 - 雨水排水や排水溝等の配置を考慮する。 - 舗装材で埋められない部分を計画的につくる。																																			
	03 魅力づくりに配慮する。	- 舗装によって機能区分やまとまり、あるいは一体性・連続性を表現する。 - 複数の材料の組み合わせにより路面の表情をつくる。 - 舗装に地域性の要素の取り入れを図る。 - 透水性を考慮した舗装材、工法を選択する。 - リサイクル材、再生可能な材料を採用する。 - 応用性の高い材料を選択する。																																			
(11) 樹木等 *周辺との調和 *緑の特性の活用 *保全	01 地域特性や周辺との調和に配慮する。	- 周辺の緑とのつながり・連続性を確保する。 - 屋敷地とのつながりを確保する。 - 水辺の環境との結びつきを保全し、創出する。 - 植栽場所（水辺等）、空間のイメージ・環境との整合を図る。																																			
	02 既存のものは保全・活用で配慮する。	- 既存の樹林地・樹木等の保全・活用する。一例として、既存樹木の移植等 - 緑をリサイクルした資源を活用する。 一例として、高木・落葉のチップ化、堆肥化																																			
	03 緑の特性を活用し、維持管理に配慮する。	- 地域性、植生を考慮した植栽を行う。 一例として、市の樹木であるシロネ、サツキ - 季節の移り変わりを演出を行う。一例として、季節に応じた草花の選定 - シンボリックな植栽によって空間を印象づける。 一例として、高木の樹形が整っているものを選定 - 樹木その他の植栽の適正な管理（剪定・伐採・害虫）を行う。 - 圧迫感を与えるものは緑でやわらげ、隠したいものや景観阻害要素は緑で遮蔽する。 - 生物の生息・生育に配慮した多様性を富む緑を創出する。																																			
(12) 駐車場・駐輪場 *周辺との調和 *緑化 *人に配慮	01 周辺との調和に配慮する。	- 既存の地形や緑を活用する。 - 周辺と調和するデザインを施した目隠し壁等によって遮蔽する。 - 大規模にならないように適切な分割・分断を図る。																																			
	02 緑化に配慮する。	- 緑や自然石を活用して空間の表情を図る。 - 緑や透水性の舗装材を採用する。 - 植の基盤にも活用できる広場として整備を図る。																																			
	03 人にやさしい配慮をする。	駐車場から施設までの段差を解消する。																																			
(13) 色彩 *落ち着いた色のある色彩 *周辺との調和 *基調色と強調色の配色	01 落ち着いた色のある色彩を基調とし、周辺との調和に配慮する。	- 景観計画区域・公共建築物等の色彩基準による配色を行う。 - 重点地区・公共建築物等の色彩基準による配色を行う。 - 公共施設建築部の色彩基準による配色を行う。																																			
	02 基調色と強調色の配色による調和に配慮する。																																				

55

第1章 作成の目的と位置づけ等	第2章 景観と公共施設の基本認識	第3章 公共施設景観形成の基本方針	第4章 適用の範囲	第5章 施設別のガイドライン	第6章 公共施設景観のガイドライン	第7章 施設別と景観の手続き	第8章 チェックシート	■ 参考資料
--------------------	---------------------	----------------------	--------------	-------------------	----------------------	-------------------	----------------	-----------

2 共通要素別の方針及び配慮事項、図解等の構成

「1 共通要素別の方針及び配慮事項の一覧表」を基に、項目ごとの方針・配慮事項の具体的な解説を示す。

共通要素別の項目については、建築施設、フェンス類、ポール類、サイン類、橋梁類、擁壁・護岸類、設備類、夜間照明、ストリートファニチャー・パブリックアート・遊具類、舗装類、樹木等、駐車場・駐輪場、色彩の合計13項目となっており、項目ごとの各構成の見方については、(1) 建築施設の①高さ・規模と②外壁を例に挙げて、以下の構成とする。

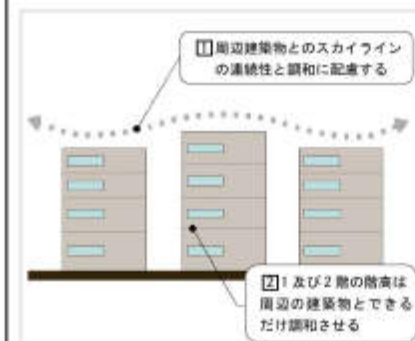


(1) 建築施設



共通要素別の
ガイドライン

1 高さ・規模	● 方針	● 配慮事項
	01 屋根や軒、階、最上部の高さは周辺に配慮する。	02 一つの規模が大き過ぎないように配慮する。
	① 周辺の建築物とのスカイライン※8の連続性と調和を図る。 ② 1及び2階の階高は、周辺の建築物とできるだけ調和させる。 ③ 背後の景観資源を考慮した高さとする。 ④ 外壁とスカイラインはリズムと調和のある表現を確保する。	⑤ 平面を縦行※9や長方形、L字形等にし、規模が大き過ぎないようにする。 ⑥ 低層部より上層部を小さくする工夫を図る。 ⑦ ポリウームの分割・分節・分棟を図る。



※8、9は用語解説「P-103」を参照

(1) 建築施設



共通要素別の
ガイドライン

2 外壁

方針

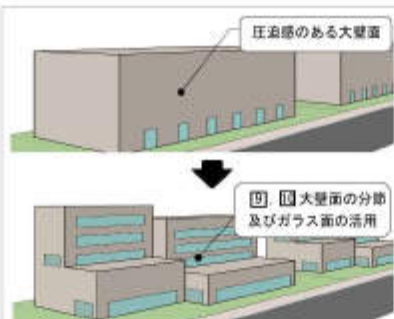
03 圧迫感や単調な壁面を避け、周辺の景観との調和に配慮する。

配慮事項

- ① 規模の大きなものは意匠の工夫に配慮する。
- ② 大壁面は分節を図る。
- ③ 道路・水辺・公園等に面する壁面は開口を確保し、透明ガラス等を活用する。

04 金属やガラス等の壁面は、周辺への反射防止に配慮する。

- ① 鏡面の仕上げ材や鏡面ガラスを避ける。
- ② 外壁の化粧材には石材や木材等の自然素材の活用を図る。



▲低層部より上層部をかきくするとともに、ガラス面を多くし、圧迫感の軽減を図っている／つくば【図1】



▲壁面を変化させるとともに、特徴的なデザインとしている／川口市【図2】



▲壁面に石材等、自然素材を活用している／横浜【図3】

(1) 建築施設



共通要素別の
ガイドライン

3 屋根・屋上

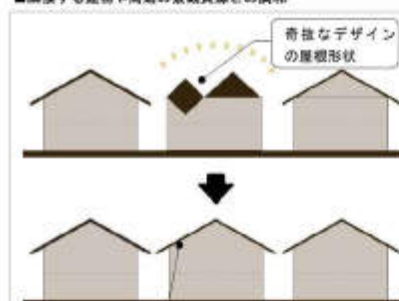
方針

05 突出した形態・意匠を避け、周辺との調和に配慮する。

配慮事項

- ① 屋根の形態・意匠は奇抜なデザインを避け、周辺と調和するようにする。

■隣接する建物や周辺の景観資源との調和

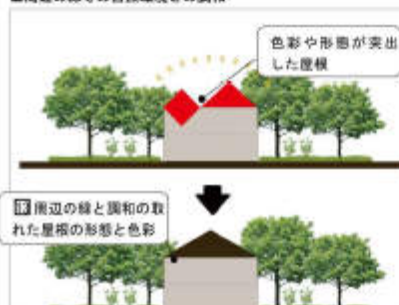


▲隣接する建物や周辺の景観資源と調和の取れた屋根形状



▲周辺社寺の和風要素を取り入れたデザインとしている／成田市【図4】

■周辺の緑等の自然環境との調和



▲周辺の緑と調和するよう落ち着いた色彩の勾配屋根としている／世田谷区【図5】



▲周辺の緑と調和するよう落ち着いた色彩の勾配屋根としている／世田谷区【図5】

(1) 建築施設



共通要素別の
ガイドライン

4 バルコニー等

方針

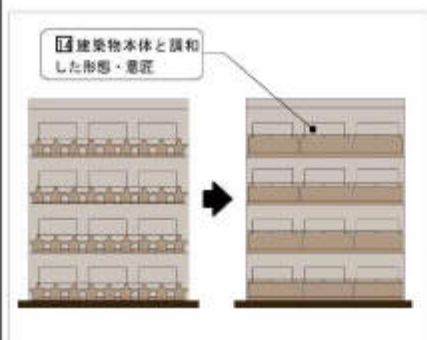
06 手摺部は安全・安心に配慮し、建築物等と調和した形態・意匠に配慮する。

配慮事項

⑫ 本体と形態・仕上げを合わせるか、格子等で存在感を消める。

07 設備機器等が露出しないように配慮する。

⑬ 見えにくい配置や工夫を行う。



／三軒市【⑫】



／香取市【⑫】



／さいたま市【⑬】

(1) 建築施設



共通要素別の
ガイドライン

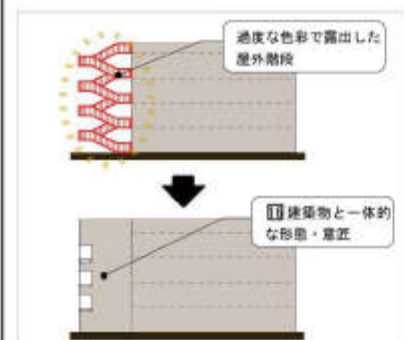
5 屋外階段

方針

08 建築物本体と調和した形態・意匠に配慮する。

配慮事項

⑭ 屋外階段は、建築物本体との調和や遮蔽を図る。



／越谷市【⑭】



／川口市【⑭】



／多摩市【⑭】

(1) 建築施設



共通要素別の
ガイドライン

6

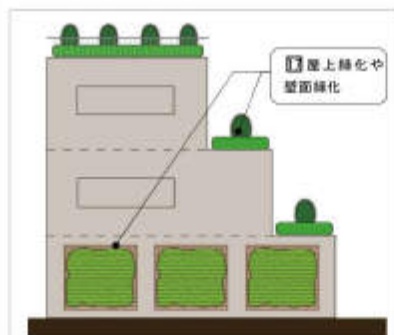
建築物等緑化

方針

09 屋上や壁面の緑化に配慮する。

配慮事項

① 屋上緑化や壁面緑化を図る。
一例として、緑のカーテン等



▲建物の屋上をけやき広場としている／さいたま市【09】
▲地階で屋上緑化をしている／柏市（右上）【09】



▲緑のカーテンで壁面緑化をしている／三郷市【09】



▲施設用途を壁面緑化のデザインに取り入れている／高崎市【09】

(2) フェンス類



共通要素別の
ガイドライン

方針

01 安全・安心に配慮する。

① 歩行者の通行に配慮した位置に設ける。
② 構造上安全なものにする。

配慮事項

02 周辺に調和した形態・意匠や素材に配慮する。

③ すっきりとしたシンプルなデザインとする。
④ 場所にふさわしい素材・色彩を選択する。
一例として、ダークブラウン、ダークグレイ系等
⑤ 周辺との統一性を図る。
⑥ 経年変化を考慮した素材の選定をする。
⑦ 透視性の高いデザインを採用する。
⑧ 地域性・場所性を踏まえたデザインの取り入れを図る。
⑨ 転落防止機能と植栽を組み合わせる。



▲上欄を車道側に上げたすっきりとしたデザインで、歩道を広く感じさせている／川口市【02】



▲地味性を踏まえ木材の活用を図っている／つくば市【02】



▲安全性を重視し、且つすっきりとしたシンプルなデザインとしている／三郷市【02】



▲緑化フェンスの設置により、道路に面している／日野市【02】

(3) ポール類



共通要素別の
ガイドライン

方針	01 周辺に調和した形態・意匠や素材に配慮する。	02 安全・安心に配慮する。
配慮事項	① 場所にふさわしい素材・色彩を選択する。 一例として、ダークブラウン、ダークグレイ系等 ② 周辺との統一性を図る。 ③ すっきりとしたシンプルなデザインとする。 ④ 地域性・場所性を踏まえたデザインを取り入れを図る。 ⑤ 経年変化を考慮した素材の選定をする。	⑥ 歩行者の通行に配慮した位置に設ける。



▲シンプルですっきりとしたデザインとなっている
／横浜市【01】



▲ポールの色等を場所にふさわしい色としている／三浦市【02】



▲周辺の地域性に配慮し、和風のデザインとしている
／横浜市【03】、【04】



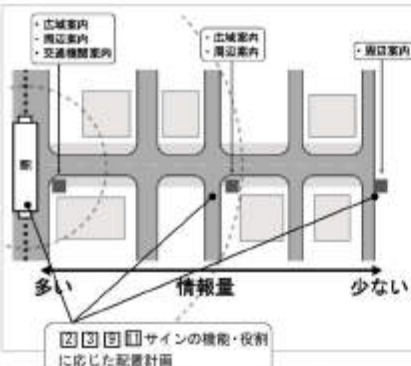
▲ポールの色を周辺と調和する色としており、通行の阻害にならない場所に設置している／横浜市【05】、【06】

(4) サイン類



共通要素別の
ガイドライン

方針	01 見やすさとわかりやすさに配慮する。	02 周辺に調和した形態・意匠や素材に配慮する。	03 統一性や統合性に配慮する。
配慮事項	① サイン本体の視認性※10・誘目性※11を高める。 一例として、色覚弱者でも認識しやすい色づかいに配慮 ② 周辺のサイン等の視覚情報を把握し連携を図る。 ③ 周辺の案内を兼ねた施設サインを設ける。 ④ 夜間の見やすさを図る。	⑤ 長時間利用されることを考慮したシンプルな形態とする。 ⑥ 地域にふさわしい色彩・素材を選択する。 ⑦ 経年変化を考慮した素材の選定をする。	⑧ 他の要素との共築・統合を図る。 ⑨ 一連のサインに関連をもたせる。 ⑩ 表示面等の処理をすっきりさせる。 ⑪ サインの機能・役割に応じた情報の整理、体系化、配置計画をたてる。 ⑫ 情報の更新の仕方について計画をたてる。



▲自然素材を用いることで、経年変化や周囲との調和に配慮されている／太田市【07】、【08】



▲施設サインの方向の分かりやすさや、周辺案内の位置を低くし誰でも見やすいように配慮されている／横浜市【09】、【10】、【11】
ピクトグラムを活用し分かりやすい視覚情報としている／さいたま市（右）【12】、【13】



▲音声案内等付きの図も近づきやすい案内板で、周辺のサインとデザインを統一させている／さいたま市【14】、【15】、【16】

※10、11 は用語解説「P-103」を参照

(5) 橋梁類



共通要素別の
ガイドライン

方針	01 安全・安心に配慮する。	02 周辺に調和した形態・意匠や素材に配慮する。
配慮事項	① 転落防止柵等を設ける。 ② 歩行者等の通行に配慮した幅員とする。	③ 周辺との調和に配慮し、すっきりとしたシンプルな形態・構造とする。 ④ まちの顔となるべき所では、周辺地域の特性に配慮したシンボルとなる形態・意匠・色彩とする。 ⑤ 橋の構造を活かした照明を検討する。



▲アクセントのある特徴的な防護柵となっている
／多摩市【図. 図. 図.】



▲周辺との調和に配慮し、落ち着いた色彩としている
／川口市【図. 図.】



▲トラス状の特徴的な形態で落ち着いた色彩となっている
／三郷市【図. 図.】



▲周辺地域の特性を踏まえた形態・色彩とし、橋の構造を活かして照明灯を設置している／千代田区【図. 図. 図.】
新橋を防護柵と一体的なデザインとしている
／成田市（右上）【図. 図.】



▲桁の形状を工夫し、圧迫感を軽減している／横浜市
橋脚と桁を一体的な構造とし、デザイン性を持たせることで圧迫感を軽減させている／多摩市（右上）【図. 図.】



▲つる性植物で橋梁の存在感をやわらげている／横浜市
橋梁の上に樹木を植栽し、空間に潤いを与えている
／川口市（右下）【図. 図.】



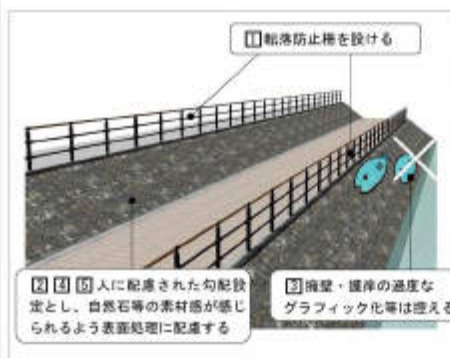
▲橋詰めの広場空間に休憩スペースを設けている／江東区
橋上に小さな凸凹空間を設けて視点を誘っている／川口市（右上）【図. 図. 図.】



▲桁の下空間を駐輪場として活用している／横浜市
階段下の空間を喫煙所として活用している／横浜市（右上）【図. 図.】

(6) 擁壁・護岸類

●方針	01 安全・安心に配慮する。	02 周辺に調和した形態・意匠や素材に配慮する。
●配慮事項	① 転落防止柵等を設ける。 ② 人に配慮した勾配設定とする。	③ 擁壁・護岸面のグラフィック化※12 等過度な表現は控える。 ④ 自然石等を活用し、素材感を表現する。 ⑤ 表面処理を工夫し、自然な質感・経年変化の特性のある仕上げにする。 ⑥ 地域の特性にあった自然な質感・経年変化の特性のある表面処理を図る。



▲擁壁の表面処理をレンガ等の自然素材とし、車道にならないよう特徴的に装飾している／中央区（右上）
【図10】



▲擁壁・護岸周りに転落防止柵を設置している／越谷市【図11】



▲蛇籠を使用し、周辺の自然環境と調和させている／鎌倉市【図12】

※12は用語解説「P-103」を参照



共通要素別のガイドライン

03 圧迫感等をやわらげる工夫をする。	04 人や生物に配慮する。
⑦ 法面や擁壁面はできる限り勾配を緩くしたり、高さを低く抑える。 ⑧ 形態の分節・分割を図る。 ⑨ 擁壁面や擁壁上部等を緑で修景する。 →例えば、つる性植物、緑化ブロック等 ⑩ 護岸は緑の取り入れを図る。 ⑪ 層状の変化を持った護岸の表情をつくる。	⑫ 生物が息・生育できる多孔質※13の空間を確保する。 ⑬ 親水広場や水辺へ近づくことができる階段・スロープを設ける。 ⑭ 通行に必要な情報以外のサインの設置を控える。 ⑮ 多様な生物の空間を生み出す工夫・素材を活用する。 →例えば、空石積み、組積工、蛇籠、ふとん等



▲擁壁を緑化し、圧迫感の軽減を図っている／三郷市【図13】



▲水辺に近づく工夫をしている護岸と桜並木の水路／川崎市【図14】



▲護岸にアジサイを連続して植栽し、彩りを与えている／三郷市【図15】



▲多孔質な構造を持つ素材の活用によって、生物が息しやすい空間と散策路を創出している／三島市【図16】

※13は用語解説「P-103」を参照

(7) 設備類



共通要素別の
ガイドライン

● 方針	01 形態・意匠や素材に配慮する。	02 安全・安心に配慮する。
● 配慮事項	① 周囲に調和するような本体の色彩や素材の選定を行う。 ② 目立たせないように周囲を緑や障壁等で囲む。	③ 通行上邪魔にならない位置に配置する。 ④ 露出する場合は、柵、緑等で囲い込む。



▲目立たせないように自然素材の障壁で目隠しをしている
／相模原市【図1】



▲通行の邪魔とならぬよう植栽等に設置し、周囲の緑と調和するように着目のある色彩としている
／千代田区【図2】



▲過度な露出を避けるため、緑で修景している／横浜市
(右上)【図3】



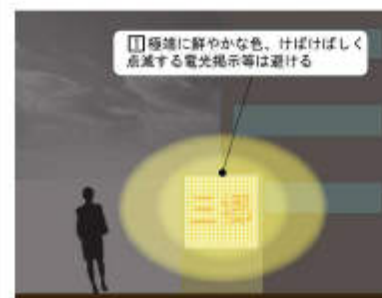
▲通行上邪魔にならない位置に設置し、周囲の緑と調和させるよう色彩に配慮している／横浜市【図4】

(8) 夜間照明

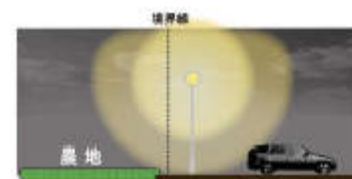


共通要素別の
ガイドライン

● 方針	01 光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないように配慮する。	02 省エネ等を考慮した、夜間の魅力づくりに配慮する。
● 配慮事項	① 極端に鮮やかな色、けげばしく点滅する電光掲示等は避ける。 ② 農地側に対する夜間照明は避ける。	③ ライトアップやイルミネーション※14を行う場合は、省エネ等に配慮する。 ④ 安全性に必要な最低限の照明を確保する。



① 極端に鮮やかな色、けげばしく点滅する電光掲示等は避ける



② 農地側への照明は避ける



▲グリーンエネルギー※15を用いたイルミネーションで環境にやさしい配慮がされている（民間施設）／三郷市【図5】
(出典：県の指定した情報サイト「さいたまナビ」)



▲公開空地の通路をフットライトで演出し、安心感のある落ちついた夜間照明としている／横浜青市【図6】
(出典：国土交通省「各地・施設等整備事業に係る施設形成ガイドライン」)

※14、15は用語解説「P-103」を参照

(9) ストリートファニチャ・パブリックアート ・遊具類



共通要素別の
ガイドライン

●方針	01 周辺環境や施設への調和に配慮する。	02 親しみや魅力を感じさせるデザインに配慮する。
●配慮事項	① 地域らしさを考慮したデザインの取り入れを図る。 ② 建築物やオープンスペースと一体的に計画する。 ③ 一連のストリートファニチャに関連性・共通性をもたせる。	④ 親しみ感や魅力あるデザインを工夫する。 ⑤ 自然の素材を活用した素材感を表現する。 ⑥ 照明や緑、広告物と組み合わせる。

03 人にやさしい配慮をする。

- ⑦ 歩行者空間とのかかわりに配慮し、歩行者の通行を妨げない位置に設ける。
- ⑧ 誰もが利用しやすい工夫をする。
- ⑨ もてなしとして、可能な限り休憩施設を設ける。



▲地域らしさを考慮したレンガ風のベンチで、どの方向から誰でもアプローチできるよう配慮されている
／横浜市【②】、③、④】



▲親しみのある落ち着いた色彩で、リズム感のある特徴的な屋根形状となっている。／横浜市【④】



▲魅力的なデザインのプランターを設置している
／戸田市【④】



▲つる性植物でシェルターを緑化している／さいたま市【④】



▲自然素材を用いた遊具としている／鶴城市【⑤】



▲通行を妨げない位置にベンチ等を設置している
／川口市【⑦】、⑧】



▲バスシェルターの維持管理コストを企業広告でまかなっている／港区【⑦】、⑧】



▲ベンチを多く設置し、もてなしに配慮されている
／千代田区【⑨】

(10) 舗装類



共通要素別の
ガイドライン

方針	01 人にやさしい路面構造にする。	02 周辺との調和に配慮する。
配慮事項	① 歩行者の安全に配慮した舗装材を選択する。 —例えば、すり通しの防止、誘導ブロックや階段の段鼻の視認性 ② 段差を解消する。 —例えば、切り下げ部の車道との段差、路面の平坦性 ③ やわらかい印象を与える歩車道境界の縁石づくりを図る。 ④ 歩行者空間における歩行の連続性を確保する。 ⑤ 交差する道路にハンプ、イメージハンプを設置し、運転者に注意を喚起する。	⑥ 必要以上に路面が目立つ強い色彩・舗装パターンは控える。 ⑦ 周辺と調和する落ち着いた素材・色彩を選択する。 ⑧ 隣接する舗装材との調和を図る。 ⑨ 路面排水や排水溝等の配置を考慮する。 ⑩ 舗装材で被覆しない部分を計画的につくる。

03 魅力づくりに配慮する。

- ⑪ 舗装によって機能区分やまとまり、あるいは一体性・連続性を表現する。
- ⑫ 複数の材料の組み合わせにより路面の表情をつくる。
- ⑬ 舗装に地域性の要素の取り入れを図る。
- ⑭ 透水性を考慮した舗装材、工法を選択する。
- ⑮ リサイクル材、再生可能材を活用する。
- ⑯ 汎用性の高い材料を選択する。



▲やわらかい印象の縁石で境界部の段差を解消するとともに誘導ブロックを設けている／千代田区【①、②、③】
歩道から横断歩道にかけて連続して誘導ブロックを設けている／日野市（右上）【④】



▲交差点にイメージハンプを設置し、車の通行の待機を喚起している／多摩市【⑤、⑥、⑦】



▲路面排水をスリット状とし、すっきりとした床入れ面としている／熊谷市【⑧】



▲舗装区分により歩道と自転車道の機能分担をしている／越谷市【⑨、⑩】



▲黒のアスファルト舗装と灰色の透水性アスファルト舗装により対向車線が区別されている／三鷹市【⑪】



▲地域の歴史を感じさせるイラストタイルやレンガを舗装に組み込んでいる／横浜市【⑫】



▲落ち着いたある低彩度のインターロッキングを複数組み合わせ、歩車道の路面の表情をつくっている／高崎市【⑬】

(11) 樹木等



共通要素別の
ガイドライン

方針	01 地域特性や周辺との調和に配慮する。	02 既存のものは保全・活用に配慮する。
配慮事項	① 周辺の緑とのつながり・連続性を確保する。 ② 屋敷林とのつながりを確保する。 ③ 水辺の環境との結びつきを保全し、創出する。 ④ 植栽場所（水辺等）・空間のイメージ・規模との整合を図る。	⑤ 既存の樹林地・樹木等の緑を保全・活用する。 一例：既存樹木の移植等 ⑥ 緑をリサイクルした資源を活用する。 一例：間伐材・落ち葉のチップ化、堆肥化

03 緑の特性を活用し、維持管理に配慮する。

- ⑦ 地域性、植生を考慮した植栽を行う。一例：市の樹木であるシイノキ、サツキ
- ⑧ 季節の彩りを与える演出を行う。一例：季節に応じた草花の選定
- ⑨ シンボル的な植栽によって場を印象づける。一例：高木の樹影が垂っているものを選定
- ⑩ 樹木その他の植栽の適正な管理（間引き伐採を含む）を行う。
- ⑪ 圧迫感を与えるものは緑でやわらげ、隠したいものや景観阻害要素は緑で遮蔽する。
- ⑫ 生物の生息・生育に配慮した多様性を富む緑を創出する。



▲水辺と一体的な空間を形成している／姫路【②、③】



▲周辺の緑との連続性に配慮されている／横浜【①】



▲既存の樹木（マツ）を保全・活用し、公園としている／成田市【⑤】



▲シンボル樹が施設の印象を高めている／岐阜市【⑨】



▲緑地に木材チップを活用している／立川市【⑥】



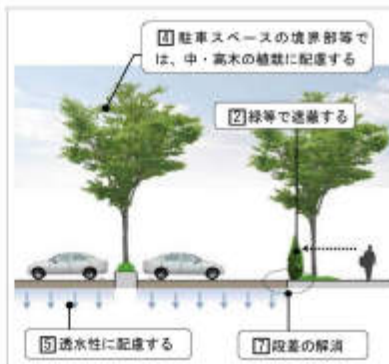
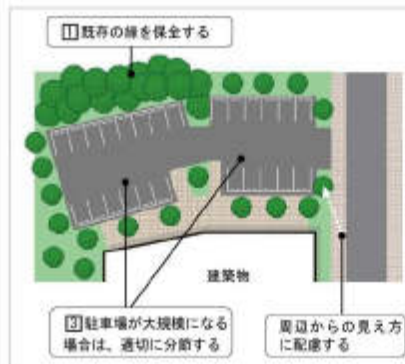
▲河川沿いに桜を植栽し彩りを与えている。また護岸は緑化し圧迫感をやわらげている／江東区【③、④】

(12) 駐車場・駐輪場



共通要素別の
ガイドライン

方針	01 周辺との調和に配慮する。	02 緑化に配慮する。	03 人にやさしい 配慮をする。
配慮事項	① 既存の地形や緑を活用する。 ② 周辺と調和するデザインを施した目隠し壁等によって遮蔽する。 ③ 大規模にならないように適切に分節・分割を図る。	④ 緑や自然石を活用して周囲の修景を図る。 ⑤ 緑や透水性の舗装材を活用する。 ⑥ 他の用途にも活用できる広場として整備を図る。	⑦ 駐車場から施設までの段差を解消する。



▲駐車場周りを壁により遮蔽及び植栽している／川口市
【②】③】



▲駐車場の舗装を緑化ブロックとし、透水性に配慮している／さいたま市【⑤】⑥】

(13) 色彩



共通要素別の
ガイドライン

方針	01 落ち着いたある色彩を基調とし、周辺との調和に配慮する。 02 基調色と強調色の配色による調和に配慮する。
配慮事項	① 景観計画区域・公共建築物等の色彩基準による配色を行う。 ② 重点地区・公共建築物等の色彩基準による配色を行う。 ③ 公共施設舗装部の色彩基準による配色を行う。



▲落ち着いたあるレンガ調の色彩となっている／横浜市



▲周囲の緑を活かした外壁の色彩となっている／三郷市



▲落ち着いたある色彩を基調としており、類似色の組合せで調和を図っている／鎌倉市



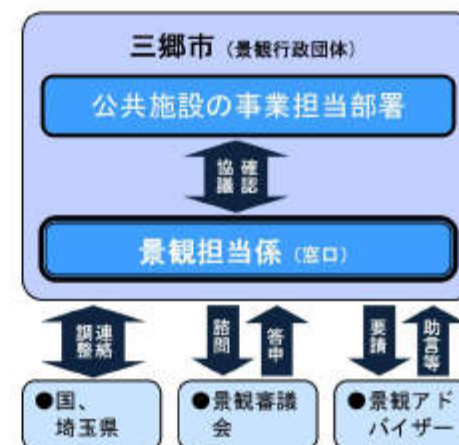
▲低層部を落ち着いたある色彩としており、上部に一部アクセントカラーを活用している／川口市

第7章 推進体制と協議の手続き

1 推進体制

本ガイドラインの運用における「手続き」や「景観形成の推進」は、右の体制で取り組むこととする。

なお、該当事業が他の事業に関わる場合、景観担当係は必要に応じて景観の相互調整を行うことができるものとする。



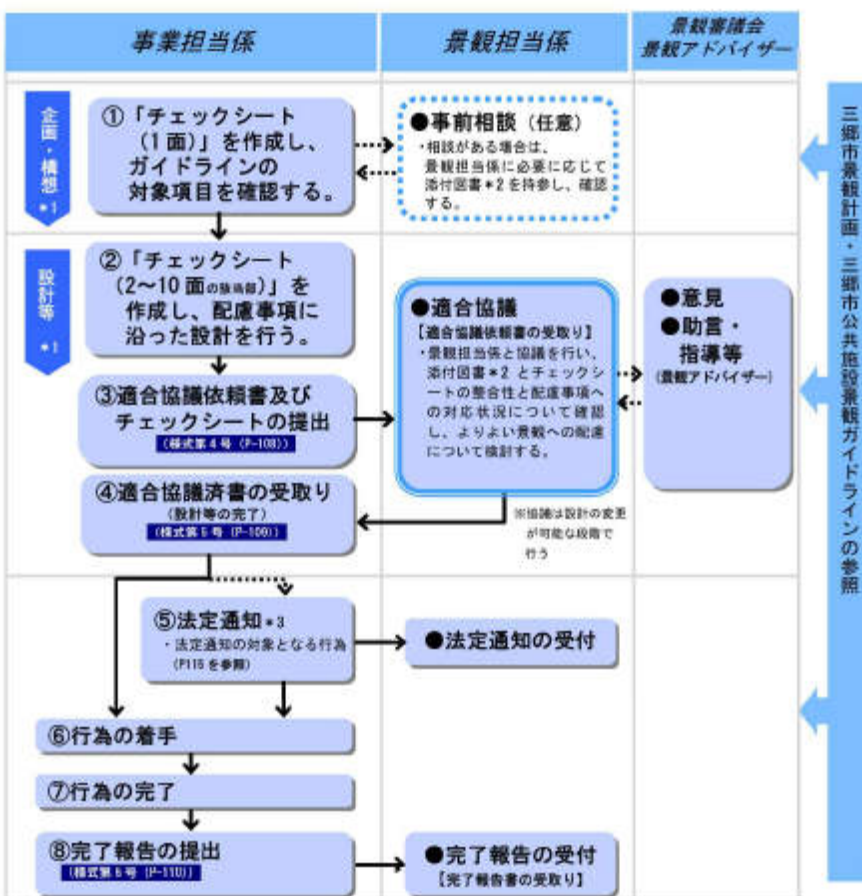
2 適合協議の手続き

公共施設における一定規模以上の整備事業等は、行為の着手等に先立って景観担当係と「適合協議」を行う必要があり、以下の「4 適合協議等の手続き」にもとづいて行うとともに、次の事項に留意することとする。

- 景観担当係は、新年度前に適合協議事業の確認のため、事業担当部署に照会を行うこととする。（様式第1号（P-104））
- 同種事業の整備等を一括で行う場合、当初の段階で「確認」を経たものについては、以後の手続きにおいてそれを省略することができる。
一例えば、3ヵ年の道路整備の場合、初年度の段階で全体の整備内容（歩車道の舗装、ガードレール、照明灯、街路樹、他）を景観担当係と事前相談の段階で確認を行うと、第2年度及び第3年度においては、その整備内容の確認を省略することができる。
- 一定規模以上であっても、協議を省略することができることが明らかなものについては、事前相談において「協議を要しない」とする場合がある。
- 事業担当者は、事前相談、または適合協議に際しては、チェックシートのほか、整備等の概要や具体的配慮事項が確認できる図書等を提出することとする。

4 適合協議等の手続き

○適合協議“対象”の手続き



*1【企画・構想及び設計等の時期】

企画・構想及び設計等の時期については、上図フローにかかわらず上記以前から行うことも可能である。

*2【添付図書】

事前相談、適合協議における添付図書は以下の通りである。

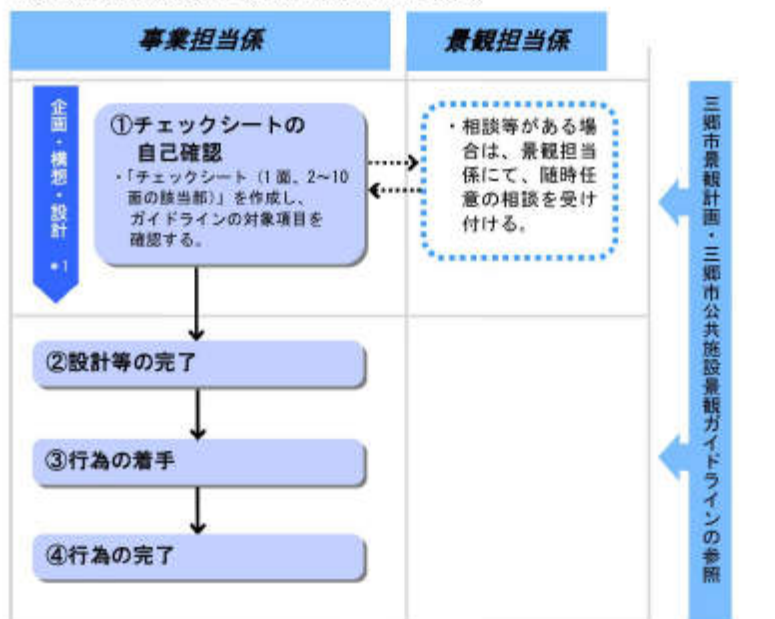
事前相談（任意）時	適合協議時
●チェックシート（1面） その他、右に示す書類のうちで相談の時点で準備可能なもの	●チェックシート（1面、2～10面の該当部分） ●案内図・周辺写真 ●配置図（土地利用計画図） ●立面図・断面図（マンセル値を記入し着色を施したもの） ●その他協議に必要な図書（各協議対象要素のカタログや仕様書等）

*3【法定通知】（景観法第16条第5項）

国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

○適合協議“対象外”の手続き

※適合協議対象外の行為においても自己チェックを行う



*1【企画・構想及び設計等の時期】

企画・構想及び設計等の時期については、上図フローにかかわらず上記以前から行うことも可能である。

第8章 公共施設景観ガイドラインのチェックシート

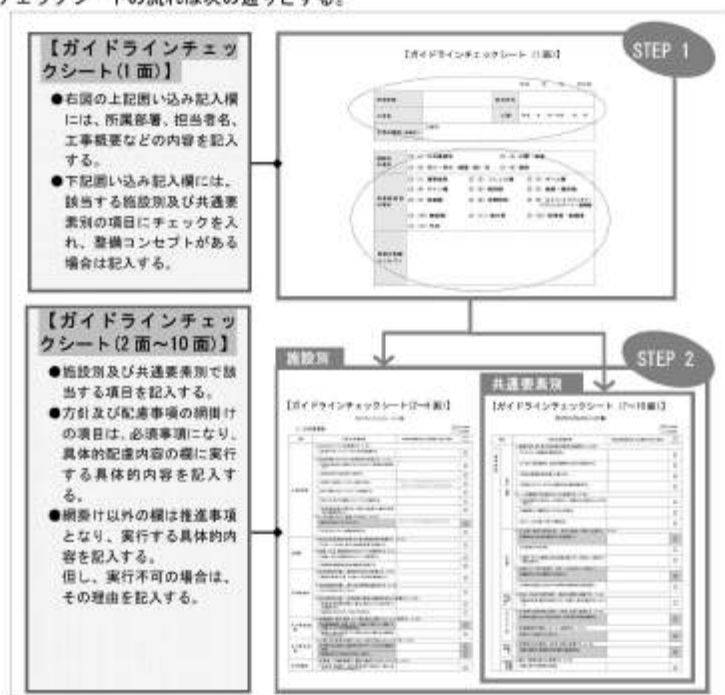
三郷市景観条例第22条（公共施設等における景観形成）では「（前段省略）景観に配慮した整備や管理及び活用に努め、良好な景観形成を積極的に推進するための先導的な役割を果たさなければならない。」と規定されており、この条項を実現していくために本ガイドラインを活用して公共施設の景観形成を推進するものとする。

なお、個々の配慮事項によっては物理的、経済的等の要因から実施が困難なものが考えられる。そのため、各配慮事項を「民間相当の実効性」、「規模、費用等の確保性」、「景観との係り性」の選定条件に照らして、実行度の優先順位を次の①必須事項、②推進事項、③推奨事項とした。

①必須事項	施設別及び共通要素別の配慮事項で、実行すべき事項
②推進事項	施設別及び共通要素別の配慮事項で、基本的に実行すべき事項。但し、選定条件によっては実行の不可を許容するもので、その場合は理由を明記し協議の対象とする。
③推奨事項	施設別及び共通要素別の配慮事項で、実行を推奨する事項で、実行不可の事項を協議の対象としなくてもよいもの（但し、自己チェックとし、チェックシートには未記載）

そして、本チェックシートでは、上記表の①必須事項と②推進事項を明記し、これらを最低限遵守する事項としている。

チェックシートの流れは次の通りとする。



ガイドラインチェックシート (1面)

年 月 日作成

所属部署		担当者名	
工事名		工期	年 月～ 年 月
工事の場所(地番名)	三郷市		

施設別の項目	☐ (1) 公共建築物 ☐ (2) 公園・緑道 ☐ (3) 河川・用水・調整(節)池 ☐ (4) 道路
共通要素別の項目	☐ (1) 建築施設 ☐ (2) フェンス類 ☐ (3) ポール類 ☐ (4) サイン類 ☐ (5) 橋梁類 ☐ (6) 擁壁・護岸類 ☐ (7) 設備類 ☐ (8) 夜間照明 ☐ (9) ストリートファニチャー・パブリックアート・造具類 ☐ (10) 舗装類 ☐ (11) 樹木等 ☐ (12) 駐車場・駐輪場 ☐ (13) 色彩
景観の整備コンセプト	

ガイドラインチェックシート (2面)

(1) 公共建築物

項目	方針及び配慮事項	具体的配慮内容 (又は実施できない理由)	出典 チェック
①全体計画	01 まちとのネットワークを考慮する。[P-23]	□まち並みやオープンスペースのつながりを意識する。	□
	02 周辺環境とのかかわりや地域特性を考慮する。[P-24]	□周辺のまち並みとの調和やゆとりを生み出す建築物の配置を行う。 ※実行する具体的な配慮内容を記述。但し、実行不可の場合はその理由を記述。	□
		□隣接する施設との一体化・協調化を図る。	□
		□周辺の緑や水辺を保全・活用する。	□
		□まちに開かれたオープンスペースを確保する。	□
		□まちとのつながりを意識したエントランスを確保する。	□
		□駐車場・駐輪場を設ける場合は、まち並みに配慮した場所に設ける。	□
	03 人や生物にやさしい施設づくりをする。[P-24]	□誰もが利用しやすいものとする。 ※実行する具体的な配慮内容を記述。	□
		□分かりやすいサインや誘導等を設ける。	□
	04 周辺の自然環境や地域文化等の景観資源を考慮する。[P-25]	□水辺、シンボル樹、神社・史跡等の見通しを確保する。	□
②配置	05 道路、水辺、隣地間とのゆとりスペースを確保する。[P-25]	□道路、水辺、隣地間とのゆとりスペースを確保する。	□
		□道路側の壁面緑の設置と連続性を確保する。	□
③外構と緑化	06 周辺環境を考慮し、敷地周辺の緑化を考慮する。[P-26]	□敷地外周部に生垣、又は低・中・高木等の植栽を行う。	□
	07 周辺環境を考慮し、潤いのある樹種の選定をする。[P-26]	□花や紅葉等の彩りづくりを行う。	□
	08 周辺環境を考慮し、駐車場等の周囲や舗装面の緑化を考慮する。[P-26]	□駐車場・駐輪場の周囲は、露出し過ぎないように樹木等による植栽を行う。 □舗装面に緑化用ブロック等の利用を図る。	□ □
④付帯設備類	09 設備機器・照明・配管・ダクト類が過度に露出しないように考慮する。[P-27]	□設備機器類は、道路、河川、公園等より見えにくい配置、又は緑、ルーバー等で遮蔽を図る。 □壁面に付帯する配管・ダクト類はできるだけ集約又は建築物本体と調和を図る。	□ □
	10 付帯する広告物の位置や大きさ、色彩が突出しないようにする。[P-28]	□付帯する広告物は、建築物本体とデザインや大きさの調和を図る。 □建築物本体より過度の突き出しは避ける。	□ □
⑤付帯広告物			
⑥付帯施設	11 駐車場、ごみ置き場等は、露出が過度にならないようにする。[P-29]	□駐車場・駐輪場やごみ置き場等を設ける場合は、露出し過ぎないように緑化等で修景を行う。	□

ガイドラインチェックシート (3面)

(2) 公園・緑道

項目	方針及び配慮事項	具体的配慮内容 (又は実施できない理由)	出典 チェック
①全体計画	01 まちとのネットワークを考慮する。[P-31]	□周辺の緑や水辺とのネットワーク化を図る。	□
	02 周辺環境とのかかわりや地域特性を考慮する。[P-32]	□まちとのつながりを意識したアプローチを確保する。	□
		□周辺の緑や水辺を保全・活用する。	□
		□樹木その他の植栽の適正な管理 (間引き伐採を含む) を行う。	□
		□隣接する施設との一体化・協調化を図る。	□
		□駐車場・駐輪場を整備する場合は、まち並みに配慮した場所に設ける。	□
	03 人や生物にやさしい施設づくりをする。[P-32]	□誰もが利用しやすいものとする。	□
		□敷地内の既存樹木の保全、活用を図る。	□
		□人の賑わえる空間やほっとできる空間づくりを図る。	□
	04 周りとのかかわりを考慮する。[P-33]	□周辺の道路からの見通しを確保する。 □柵・フェンスを設ける場合は、設置位置の後退、目立たない、落ち書きのある色彩にする等の工夫を行う。 □道路 (歩道) 空間、水辺空間、公共建築物等との一体化・協調化を図る。 □柵・フェンスを設置しない境界部のあり方を検討する。	□ □ □ □
②境界部	05 周辺環境を考慮し、潤いのある緑化に配慮する。[P-34]	□外周部の緑化を考慮するとともに、雨りに悪影響を与えない樹種等を選定する。	□
		□まち並みの連続性に配慮した植栽を行う。	□
		□花や紅葉等の彩りづくりを行う。	□
③入口周り	06 安全・安心で魅力ある境界部づくりをする。[P-34]	□法面・擁壁を設ける場合は、勾配や形態、緑化、素材等を工夫する。	□
	07 快適かつ円滑に入れるような工夫を考慮する。[P-35]	□サインを設ける場合は、わかりやすいサインの工夫を行う。 □周辺の道路からの見通しを確保する。	□ □
		□周辺とのつながりに配慮した位置にエントランスを確保する。 □舗装等の工夫によって入口らしさを明確にする。	□ □

ガイドラインチェックシート（4面）

■：必須事項
□：推奨事項

項目	方針及び配慮事項	具体的配慮内容（又は実施できない理由）	照会 チェック
③入口周り	08 地域らしさと魅力ある空間づくりをする。【P-36】		
	□シンボルツリーや草花、パブリックアート等によって入口周りの演出を図る。		□
	□地域らしさを活かした入口周りを創出する。		□
	□門・ゲート等に地域特性を活かしたデザインの取り入れを図る。		□
④公園施設	□道路（歩道）空間との一体的な整備を行う。		□
	09 形態、意匠、色彩は周辺の施設や環境（地形、緑等）との調和を考慮する。【P-37】		
	□緑を引き立てる落ち着いたある色彩・素材を選択する。		□
	□地域特性を活かしたデザインの取り入れを図る。		□
	□自然素材の活用、又は自然と調和する素材の利用を図る。		□
	□植栽によって景観を修景する。		□
	10 親しみや魅力のある施設づくりをする。【P-38】		
	□魅力あるアクセントを与える要素として効果的な配置やデザインを工夫する。		□
④公園施設	□植栽によって季節感を演出する。		□
	11 人や生物にやさしい施設づくりをする。【P-38】		
	□駐車場・駐輪場を整備する場合は、人や車の安全な通行に配慮した位置に設ける。		□
	□周辺環境を考慮し、駐車場の周囲や舗装面は緑化を図る。		□

ガイドラインチェックシート（5面）

（3）河川・用水・調整（節）池

■：必須事項
□：推奨事項

項目	方針及び配慮事項	具体的配慮内容（又は実施できない理由）	照会 チェック
①全体計画	01 まちとのネットワークを考慮する。【P-41】	□周辺の水道や緑とのネットワーク化を図る。	□
	02 周辺環境とのかかわりや地域特性を考慮する。【P-42】	□隣接する他の施設との一体化・協調化を図る。	□
	□視点を設ける。		□
	03 人や生物にやさしい施設づくりをする。【P-42】	□誰もが利用しやすいものとする。	□
③水辺の 道・オープ ンスペース	06 ゆとりと潤いづくりをする。【P-46】	□要素に休憩スペースや視点を設けようとする。	□
	□植栽及びオープンスペースをできる限り広く確保するとともに、これらの良好な維持管理を図る。		□
	07 人や生物にやさしい道・オープンスペースづくりをする。【P-44】	□歩行者の歩行や憩い等に配慮した舗装素材の利用や色彩の選定を行う。	□
	□歩行者の安全性に配慮する。		□
	□隣接地と協調して緑化を図る。		□
	□季節の花木・草花等によって季節感を演出する。		□
	08 周辺との調和や生物環境を考慮する。【P-45】	□護岸の模様・表現において、水辺に不調和な絵や文字等の彩色を避ける。	□
	□地域性を考慮した表情づくりを図る。		□
④護岸周り	□形状の変化を伴った護岸の表情づくりを図る。		□
	09 人にやさしい護岸の表情づくりをする。【P-45】	□防護柵の構造、形態、意匠、色彩等は、安全性を確保するとともに自然環境との調和を図る。	□
	□水辺への開放感のある眺めの場を確保する。		□

ガイドラインチェックシート (6面)

(4) 道路

項目	方針及び配慮事項	具体的配慮内容 (又は実施できない理由)	担当 チェック
①全体計画	01 まちとのネットワークを考慮する。[P-47]	☐ 駅前広場は道路軸のアイストッパやシンボルとなるシンボルツリー、施設等の整備を図る。	☐
	02 周辺環境とのかかわりや地域特性を考慮する。[P-48]	☐ 周辺環境に配慮した形態、意匠、色彩等の計画を行う。	☐
		☐ 道路付帯施設は周辺環境や地域特性との関わりを活かした施設づくりを図る。	☐
		☐ 周辺の緑や水辺と連続した舗装素材や色彩、緑化を図る。	☐
		☐ 隣接する施設との一体化・協調化 (歩行者等空間) を図る。	☐
	03 人や生物にやさしい施設づくりをする。[P-48]	☐ 歩行者等の快適な歩行等を促進するための舗装材や色彩の選定を行う。	☐
		☐ 誰もが利用しやすいものとする。	☐
	04 安全・安心で魅力ある歩行者等の空間づくりをする。[P-49]	☐ まち並みの魅力向上のため、パブリックデザインに配慮した景観を図る。	☐
	05 自然環境やまち並みの連続性を考慮する。[P-49]	☐ 沿道敷地との舗装素材や色彩の協調による連続性の確保を図る。	☐
		☐ 沿道敷地との緑化の協調による密着を図る。	☐
②道路構造・横断構成	06 空間としてのまとまりや魅力ある個性を創出する。[P-50]	☐ 交番、公衆トイレ、駅前駐輪場等は、交差点・駅前広場や周辺及び駅舎デザインとの調和を図るとともに、景観のポイントとなるような景観デザインを行う。	☐
		☐ 景観と緑地等の確保のため、高木の緑化を図る。	☐
		☐ 駅前広場の夜間照明は、魅力向上の照明デザインを図る。	☐
③交差点・駅前広場	08 安全・安心な施設づくりをする。[P-51]	☐ 歩行者や車等の安全・安心を確保する施設の選定を行う。	☐
	09 周辺の特性を活かした工夫をする。[P-51]	☐ 周辺特性を活かした形態、意匠、色彩を選定する。	☐
④防護柵・車止め周り		☐ 植栽との組合せを図る。	☐
	10 わかりやすくすっきりした設置を考慮する。[P-52]	☐ 信号機、標識のポールや路上設備等は目立たない、落ち着きのある色彩とする。	☐
⑤信号機・標識・路上設備周り	11 地域特性を考慮した設置をする。[P-52]	☐ 地域特性を考慮した形態、意匠、色彩の選定を行う。	☐
		☐ 周辺環境や施設等との調和を図る。	☐

ガイドラインチェックシート (7面)

項目	方針及び配慮事項	具体的配慮内容（又は実施できない理由）	担当 チェック
(1) 建築施設	①高さ・規模	01 屋根や軒、階、最上部の高さは周辺に配慮する。【P-58】 ☐ 周辺の建築物とのスカイラインの連続性と調和を図る。	☐
		☐ 1及び2階の階高は、周辺の建築物とできるだけ調和させる。	☐
		☐ 背後の景観資源を考慮した高さとする。	☐
		☐ 外壁とスカイラインはリズムと調和のある表現を確保する。	☐
		02 一つの規模が大き過ぎないように配慮する。【P-58】 ☐ 平面を縦行や長方形、L字形等にし、規模が大き過ぎないようにする。	☐
	☐ 低層部より上層部を小さくする工夫を図る。	☐	
	☐ ボリュームの分割・分節・分層を図る。	☐	
	②外壁	03 圧迫感や単調な壁面を避け、周辺の景観との調和に配慮する。【P-59】 ☐ 規模の大きなものは意匠の工夫に配慮する。	☐
		☐ 大壁面は分節を図る。	☐
		☐ 道路・水辺・公園等に面する壁面は開口を確保し、透明ガラス等を活用する。	☐
		04 金属やガラス等の壁面は、周辺への反射防止に配慮する。【P-59】 ☐ 鏡面の仕上げ材や鏡面ガラスを避ける。	☐
		☐ 外壁の化粧材には石材や木材等の自然素材の活用を図る。	☐
		③屋上	05 突出した形態・意匠を避け、周辺との調和に配慮する。【P-60】 ☐ 屋根の形態・意匠は奇抜なデザインを避け、周辺と調和するようにする。
	④バルコニー等		06 手摺部は安全・安心に配慮し、建築物等と調和した形態・意匠に配慮する。【P-61】 ☐ 本体と形態・仕上げを合わせるか、格子等で存在感を薄める。
		07 設備機器等が露出しないように配慮する。【P-61】 ☐ 見えにくい配置や工夫を行う。	☐
	⑤屋外	08 建築物等本体と調和した形態・意匠に配慮する。【P-62】 ☐ 屋外階段は、建築物本体との調和や遮蔽を図る。	☐
⑥建物等建築		09 屋上や壁面の緑化に配慮する。【P-63】 ☐ 屋上緑化や壁面緑化を図る。	☐

ガイドラインチェックシート (8 面)

必須事項
推奨事項

項目	方針及び配慮事項	具体的配慮内容 (又は実施できない理由)	担当 チェック
(2) フェンス類	01 安全・安心に配慮する。[P-64]		
	□歩行者の通行に配慮した位置に設ける。		□
	02 周辺に調和した形態・意匠や素材に配慮する。[P-64]		
	□すっきりとしたシンプルなデザインとする。		□
	□場所にふさわしい素材・色彩を選択する。		□
	□周辺との統一性を図る。		□
	□地域性・場所性を踏まえたデザインの取り入れを図る。		□
	03 周辺に調和した形態・意匠や素材に配慮する。[P-65]		
(3) ボール類	□場所にふさわしい素材・色彩を選択する。		□
	□周辺との統一性を図る。		□
	□すっきりとしたシンプルなデザインとする。		□
	□地域性・場所性を踏まえたデザインの取り入れを図る。		□
	02 安全・安心に配慮する。[P-65]		
	□歩行者の通行に配慮した位置に設ける。		□
	01 見やすさとわかりやすさに配慮する。[P-66]		
	□サイン本体の視認性・読目性を高める。		□
(4) サイン類	□夜間の見やすさを図る。		□
	02 周辺に調和した形態・意匠や素材に配慮する。[P-66]		
	□長時間利用されることを考慮したシンプルな形態とする。		□
	□地域にふさわしい色彩・素材を選択する。		□
	03 統一性や統合性に配慮する。[P-66]		
	□他の要素との共栄・統合を図る。		□
	□一連のサインに関連をもたせる。		□
	□表示面等の処理をすっきりさせる。		□
(5) 橋梁類	01 安全・安心に配慮する。[P-67]		
	□転落防止柵等を設ける。		□
	02 周辺に調和した形態・意匠や素材に配慮する。[P-67]		
	□周辺との調和に配慮し、すっきりとしたシンプルな形態・構造とする。		□

ガイドラインチェックシート (9 面)

必須事項
推奨事項

項目	方針及び配慮事項	具体的配慮内容 (又は実施できない理由)	担当 チェック
(5) 橋梁類	03 圧迫感等をやわらげる工夫をする。[P-68]		
	□桁の形状、桁の下部の仕上げ・色彩を工夫する。		□
	□橋脚と桁の接合部の処理、配管等の納まりをすっきりさせる。		□
	□周辺の変化によって存在感をやわらげる。		□
(6) 擁壁・護岸類	04 まとまりのある空間づくりに配慮する。[P-68]		
	□親柱、欄干、照明灯、舗装等を含めた全体のまとまりを図る。		□
	02 周辺に調和した形態・意匠や素材に配慮する。[P-69]		
	□擁壁・護岸面のグラフィック化等過度な表現は控える。		□
(7) 設備類	□自然石等を活用し、素材感を表現する。		□
	03 圧迫感等をやわらげる工夫をする。[P-70]		
	□法面や擁壁面はできる限り勾配を緩くしたり、高さを低く抑える。		□
	□形態の分割・分割を図る。		□
	□擁壁面や擁壁上部等を緑で修景する。		□
	□護岸は緑の取り入れを図る。		□
	□層状の変化を持った護岸の表情をつくる。		□
	01 形態・意匠や素材に配慮する。[P-71]		
(8) 夜間照明	□周辺に調和するような本体の色彩や素材の選定を行う。		□
	□目立たせないように周囲を緑や障壁等で囲う。		□
	02 安全・安心に配慮する。[P-71]		
	□通行上邪魔にならない位置に配置する。		□
(9) ストリートファニチャー・パブリックアート・道具類	□露出する場合は、柵、緑等で囲い込む。		□
	01 光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないように配慮する。[P-72]		
	□極端に野やかな色、けぼしげなく点滅する照明は避ける。		□
	□景地側に対する夜間照明は避ける。		□
(10) ストリートファニチャー・パブリックアート・道具類	02 省エネ等を考慮した、夜間の魅力づくりに配慮する。[P-72]		
	□ライトアップやイルミネーションを行う場合は、省エネ等に配慮する。		□
	□安全性に必要な最低限の照明を確保する。		□
	01 周辺環境や施設への調和に配慮する。[P-73]		
(11) ストリートファニチャー・パブリックアート・道具類	□地味らしさを考慮したデザインの取り入れを図る。		□
	□一連のストリートファニチャーに関連性・共通性をもたせる。		□
	02 親しみや魅力を感じさせるデザインに配慮する。[P-73]		
	□親しみ感や魅力あるデザインを工夫する。		□
(12) ストリートファニチャー・パブリックアート・道具類	□自然素材を活用した素材感を表現する。		□
	03 人にやさしい配慮をする。[P-74]		
	□歩行者等空間とのかかわりに配慮し、歩行者の通行を妨げない位置に設ける。		□

ガイドラインチェックシート（10 面）

■ 必須事項
□ 推奨事項

項目	方針及び配慮事項	具体的配慮内容（又は実施できない理由）	担当 チェック
(10) 舗装類	01 人にやさしい路面構造にする。【P-75】		
	□歩行者の安全に配慮した舗装材を選択する。		□
	02 周辺との調和に配慮する。【P-75】		
	□必要以上に路面が目立つ強い色彩・舗装パターンは控え、周辺と調和する落ち着いた色調・色彩を選択する。		□
	□隣接する舗装材との調和を図る。		□
	03 魅力づくりに配慮する。【P-76】		
	□舗装によって機能区分やまとまり、あるいは一体性・連続性を表現する		□
	□複数の材料の組み合わせにより路面の表情をつくる。		□
(11) 樹木等	01 地域特性や周辺との調和に配慮する。【P-77】		
	□周辺の屋敷林や緑とのつながり、連続性を確保する。		□
	□水辺の環境との結びつきを保全し、創出する。		□
	□植栽場所（水辺等）・空間のイメージ・規模との整合を図る。		□
	02 既存のものは保全、活用 に配慮する。【P-77】		
	□既存の樹林地・樹木等の緑を保全・活用する。		□
	03 緑の特性を活用し、維持管理に配慮する。【P-78】		
	□地域性、植生を考慮した植栽を行う。		□
	□季節の彩りを与える演出を行う。		□
	□シンボル的な植栽によって空間を印象づける。		□
(12) 駐車場・駐輪場	01 周辺との調和に配慮する。【P-79】		
	□既存の地味や緑を活用する。		□
	□周辺と調和するデザインを施した目隠し壁等によって遮蔽する。		□
	02 緑化に配慮する。【P-79】		
	□緑や自然石を活用して周囲の景観を図る。		□
	□緑や透水性の舗装材を活用する。		□
(13) 色彩	01 落ち着いた色調を基調とし、周辺との調和に配慮する。【P-80】		
	02 基調色と強調色の配色による調和に配慮する。		
	□景観計画区域・公共建築物等の色彩基準による配色を行う		□
	□重点地区・公共建築物等の色彩基準による配色を行う。		□
	□公共施設敷地の色彩基準による配色を行う。		□

参考資料

1 対象とする景観施設の整理

1) 施設別の区分

施設	内容
(1) 公共建築物	建築物等
(2) 公園・緑道	都市公園、運動公園、児童遊園、ちびっ子広場、わんぱく運動場、緑道等
(3) 河川・用水・調整（貯）池	江戸川、中川、大堀川、第二大堀川、三郷放水路、調整池、調整池等
(4) 道路	高規格道路、国道、県道、市道等

b) 共通要素別の区分

共通要素	内容
(1) 建築施設	庁舎、福祉施設、教育施設（小・中・高校含む）、生涯学習・文化施設、保育所・児童館、治水施設、上水道施設、下水道施設等
(2) フェンス類	門扉、防球ネット、フェンス、転落防止柵、ガードレール・パイプ、防護柵等
(3) ボール類	照明灯、車止め、カーブミラー、サインポール・ボード（自立型）、標識ポール等
(4) サイン類	案内板、説明板、掲示板等
(5) 橋梁類	橋梁、人道橋、歩道橋、架道橋、線路橋、横断歩道橋、水道橋、電気管橋、ガス跨線橋等
(6) 擁壁・護岸類	擁壁、擁壁、護岸等
(7) 設備類	受水槽、変圧機、配電盤、分電盤等
(8) 夜間照明	ライトアップ、イルミネーション等
(9) ストリートファニチャー・パブリックアート・遊具類	ベンチ、木製遊具、ブランコ、滑り台、花壇、彫刻等
(10) 舗装類	舗装面（舗装面は、土を除く舗装面を示します。但し、灰色系の歩車道等は除く。）
(11) 樹木等	地被類、低・中・高木類等
(12) 駐車場・駐輪場	舗装類、付帯工作物等
(13) 色彩	上記共通要素等の色彩

2 適合協議の対象規模の根拠

行為		協議の対象規模		根拠	
施設別	(1) 公共建築物	新築、増築、改築又は移転	イ) 延べ面積が250㎡以上のもの ロ) 高さが5m以上のもの ハ) イ又はロ以外で開発事業の敷地内のも ニ) イ又はロに該当するもののうち、各立面の外観の変更面積が壁においては1/4以上かつ20㎡以上、屋根においては1/4以上かつ5㎡以上のもの ホ) ハによる届出で景観計画の適合を受けたものうち、各立面の外観の変更面積が壁においては1/4以上若しくは20㎡以上、屋根においては1/4以上若しくは5㎡以上のもの	イ) 舗装、樹木等及び駐車場・駐輪場の変更面積が250㎡以上のもの ①重点地区における建築物の届出対象規模に相当	
		外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更			
	(2) 公園・緑道		イ) 面積が1000㎡以上のもの	②わんぱく広場及び児童遊園の標準面積に相当	
	(3) 河川・用水・調整（貯）池		イ) 河川・用水で幅員が天端内法1.5m以上のもの ロ) 調整（貯）池で面積が1000㎡以上のもの	③三郷市の用水は2m以上になるとほとんど該当しないため1.5mに設定 ④調整（貯）池は、上記②公園の規模を参考	
(4) 道路			イ) 1級、2級市道、都市計画道路、新市街地線以上の道路、歩行者専用道路 ロ) 駅前広場は、全てのものが対象	⑤県道と連結する道路、新市街地で歩道の付く道路、歩行者専用道路 ⑥駅前広場は、対象数が限られるので全てを対象	
	(1) 建築施設		施設別の(1)公共建築物と同じ		⑦上記①と同様
共通要素別	工作物	新築、増築、改築、移転	(2) フェンス類	イ) 長さが10m以上のもの	⑧重点地区における工作物の届出対象規模に相当
			(3) ボール類	イ) 高さが5m以上のもの	⑨上記⑧と同様
			(4) サイン類	イ) 高さが2m以上のもの	⑩人の高さを超える規模を対象
			(5) 橋梁類	イ) 全てのものが対象	⑪橋梁類は対象数が限られるので全てを対象
			(6) 擁壁・護岸類	イ) 高さが2m以上かつ長さが10m以上のもの イ) 高さが5m以上のもの	⑫上記⑧と同様 ⑬上記⑧と同様
			(7) 設備類	ロ) 排水機場は全てのものが対象	⑭排水機場は、対象数が限られるので全てを対象
			(8) 夜間照明	—	—
			(9) ストリートファニチャー・パブリックアート・遊具類	イ) 高さが2m以上のもの	⑮上記⑧と同様
				外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	イ) (5)橋梁類、(6)擁壁・護岸類、(7)設備類のイ)に該当するもののうち、各立面の外観の変更面積が壁においては1/4以上かつ20㎡以上のもの
	(10) 舗装類				
(11) 樹木等		イ) 面積が250㎡以上のもの	⑰重点地区における木竹の植栽又は伐採の届出対象規模に相当		
(12) 駐車場・駐輪場					

3 用語解説

番号	用語	解説
※1	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、さまざまな人に配慮して、はじめてからすべての人が利用しやすいまち、施設、物（製品）、環境、サービスなどをつくろうとする考え方のこと。 (埼玉県ユニバーサルデザイン・ホームページのUPパンフレットより)
※2	開発事業	三郷市開発事業等の手続等に関する条例（平成21年条例第34号）第2条第2項第5号に規定する開発事業のこと（下記に条文を示す）。 第2条（第1項略） 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 開発事業 次に掲げる開発行為又は建築行為をいう。 ア 都計法第32条による協議が必要な開発行為 イ 建基法第42条第1項第5号に規定する道路（以下「位置指定道路」という。）を築造する開発行為 ウ 開発区域の面積（継続的又は一体的に行われる隣接する土地があるときは、この面積を当該開発区域の面積に含む。）が500平方メートル以上の開発行為又は建築行為 エ 建築物の延べ面積が500平方メートル以上の開発行為又は建築行為 オ 6戸以上の共同住宅等の建築を目的とする開発行為又は建築行為 カ 3戸以上の戸建住宅の建築を目的とする開発行為又は建築行為
※3	イメージハンプ	道路で、舗装の色や材料を一部分だけ変え、凹凸があるように見せかけたもの。ドライバーに注意を促し自動車の速度を落とさせるために設ける。
※4	アイストップ	見通しの良い街路や交差点などにおいて、人の視線を引き付ける役割を果たす対象物のこと。例えば、樹木や彫刻など。
※5	ビスタ	両側に並木や建物が並んだ奥行き深い眺めで、「通景」、「見通し景観」などのこと。
※6	ランドマーク	その地域の目印、シンボルとなる建築物や樹木などのこと。
※7	共架（きょうが）	複数の設備機器等を同一のポール等に設置すること。
※8	スカイライン	山並みや稜線などの地形や、都市の建物群が連続して形成されるまち並みの輪郭が形成する空との境界線のこと。
※9	雁行（がんこう）	建築物の形状の事で、雁が隊列を組んで飛ぶ時の形のように、壁面の前後に少しずつずらして配置しているもののこと。
※10	視認性（しにんせい）	正確に視覚伝達する性能のこと。
※11	誘目性（ゆうもくせい）	目のひきつけやすさのこと。
※12	グラフィック化	絵や写真を用いて視覚に訴えるさまのこと。
※13	多孔質（たこうしつ）	多数の小さい穴をもつこと。
※14	イルミネーション	建物や樹木等に、多数の電球、電灯を設置して飾ること。
※15	グリーンエネルギー	風力、太陽光、水力、地熱、バイオマスなど自然の力を利用したもの。

4 様式書類

(様式第1号)

●●課長 様

年 月 日

景観担当課長

〇〇年度の公共施設整備事業計画について（照会）

〇〇年度の公共施設整備事業につきまして、公共施設景観ガイドラインに基づく適合協議対象の確認のため、計画されている事業概要の提出をお願いします。

担当 景観担当係

〇〇

内線 〇〇〇〇

(様式第3号)

年 月 日

●●課長 様

景観担当課長

公共施設景観ガイドラインに基づく適合協議について（通知）

以下の公共施設整備事業につきまして、公共施設景観ガイドラインに基づく適合協議の対象となりますので通知します。

記

- ・○○工事
- ・△△工事
- ・

以上

※当初計画に無い公共施設整備事業が発生し、当該事業が適合協議の対象行為及び規模に該当する場合には、遺憾なく協議をして下さい。

担当 景観担当係
○○
内線 ○○○○

(様式第4号)

年 月 日

景観担当課長 様

●●課長

適 合 協 議 依 頼 書

以下の整備事業につきまして、公共施設景観ガイドラインに基づく適合協議を行い、同ガイドラインの方針及び配慮事項に適した計画となっていることを確認願います。

記

整備事業名 ○○工事

場 所 三郷市

以上

担当 係
○○
内線 ●●●●

(様式第5号)

年 月 日

●●課長 様

景観担当課長

適 合 協 議 済 書

年 月 日付けで協議依頼のありました以下の整備事業につきまして、公共施設景観ガイドラインに基づく適合協議の結果、同ガイドラインの方針及び配慮事項に適した計画となっていることを確認しましたので次のとおり回答します。

記

整備事業名 ○○工事

場 所 三郷市

協議結果 適合

以上

担当 景観担当係
○○
内線 ○○○○

(様式第6号)

年 月 日

景観担当課長 様

●●課長

完 了 報 告 書

以下の整備事業につきまして、適合協議のとおり整備が完了したことを報告します。

記

整備事業名 ○○工事

場 所 三郷市

竣工写真 別添

以上

担当 係
○○
内線 ●●●●

5 三郷市景観条例

〇三郷市景観条例

平成22年9月22日

条例第16号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 景観計画の手続等（第7条—第21条）

第3章 景観形成の推進方策（第22条—第25条）

第4章 審議会（第26条—第29条）

第5章 雑則（第30条）

【附則】

私たちが暮らす三郷市は、江戸川や中川の大河川、大堀川、第二大堀川、二郷半用水、幸陽用水などが市内を流れており、豊かな水辺に恵まれている。これらの河川や用水路沿いは、緑道や遊歩道が整備され、社寺林や屋敷林、田園風景とあいまって、水と緑が調和した良好な景観をつくりだしている。また、田園風景の中に、鉄道や高速道路、大規模住宅団地などが建設され、新たなまち並み景観が形成されている。良好な景観は、そこに住む人々にゆとりと潤いを感じさせるとともに、自信と誇りを醸成させるものであり、そこを訪れる人々には、安らぎと希望を抱かせるものである。今後の景観づくりにおいて、先人から受け継がれてきた、市の景観特性である水・緑と街が調和した「景観連鎖」を生みだすことにより、良好な景観の保全と創出をするとともに、自然の物質循環を損なわないよう環境の保全に配慮することが必要である。ここに市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、参加と協働によるまちづくりを進め、「自然と街が調和し、ほっとする景観づくり」を推進していくことを決意し、この条例を制定する。

【第1章 総則】

（目的）

第1条 この条例は、三郷市景観形成基本計画に基づき、基本理念、市民、事業者及び市の役割その他良好な景観形成を実現するために必要な事項を定めることにより、自然と街が調和し、ほっとする景観づくりの実現に寄与することを目的とする。（基本理念）

第2条 良好な景観形成は、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たし、協働作業により、推進されなければならない。

2 良好な景観形成は、市の景観特性である水及び緑並びに街を連鎖させて調和し、誰もがほっとするような景観を目指さなければならない。

3 良好な景観形成は、三郷らしい個性が感じられる景観又は街の発展に寄与し、市民、事業者及

び市がその実現に向けて一体的に取り組まなければならない。

（定義）

第3条 この条例において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、景観法（平成16年法律第11号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成16年政令第398号）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する個人及び市内において働き、学び、若しくは活動する個人又は団体という（次号に規定する事業者を除く。）。

(2) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体という。

(3) 景観 視覚的な対象及び対象群の全体的な眺めと、それに伴う人間の心理的な現象をいう。

(4) 景観形成 景観の保全又は創出をいう。

(5) 景観計画 法第8条第1項に基づき、市が策定する三郷市景観計画をいう。

(6) 工作物 建築基準法第8条第1項及び第2項に規定する工作物をいい、設置式の一層二段等の自定式自動車車庫、駐車機及びこれに付随する出入口等を含む。

(7) 土地の形質の変更 自動車の駐車及び通行の用に供する目的で行う土地の形状及び性質の変更をいう。

（市民の役割）

第4条 市民は、市が行う景観形成に関する施策に協力し、及び参加するとともに、自ら積極的に良好な景観形成を目指した取組を行うものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、市が行う景観形成に関する施策に協力し、及び参加するとともに、事業活動を通して自ら積極的に良好な景観形成を目指した取組を行うものとする。

（市の役割）

第6条 市は、景観形成の誘導を行うとともに、公共事業による直接的な景観形成又は仕組みづくりに取り組むものとする。

2 市は、市民及び事業者が行う景観形成への取組を支援するものとする。

【第2章 景観計画の手続等】

（景観計画）

第7条 景観計画は、三郷市総合計画、三郷市景観形成基本計画等に適合するものでなければならない。

2 景観計画区域内で建築物の建築等又は工作物の建設等を行うとする者は、当該建築物等について景観計画に適合させるものとする。

3 法第11条第2項の条例で定める団体とは、第9条に規定する重点地区景観協議会とする。

4 市長は、景観計画を変更しようとするときは、三郷市景観審議会（第26条に規定する審議会をいう。以下第3章までにおいて同じ。）の意見を聴くものとする。

5 市長は、法第12条の規定による計画提案に対する判断をするときは、三郷市景観審議会の意見を聴くものとする。

（重点地区）

第8条 市長は、規則で定める基準に該当する地区を景観計画に規定する重点地区（以下「重点地区」という。）に指定することができる。

2 重点地区は、景観形成の誘導並びに各種の事業及び活動を重点的かつ先導的に行う地区でなければならない。

（重点地区景観協議会）

第9条 市長は、重点地区内において、規則で定める基準に該当する組織を景観計画に規定する重点地区景観協議会（以下「重点地区景観協議会」という。）に指定することができる。

2 重点地区景観協議会は、1重点地区につき1組織とする。

3 重点地区内においては、重点地区景観協議会の協議結果を尊重しなければならない。

4 重点地区景観協議会の組織に関する事項は、規則で定めるものとする。

（届出対象行為）

第10条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令第4条第1号（土地の開墾、土石の採取、植物の掘採を除く。）、第2号及び第4号で定める行為とする。

（届出を要しない行為）

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表に掲げる行為とする。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）による長期優良住宅建築等計画が認定され、又は認定が予定される建築物（延べ面積10平方メートル以下の増築、改築又は移転を除く。）は、この限りでない。

（行為の届出に添付する図書）

第12条 景観法施行規則第1条第2項第4号の条例で定める図書は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出（以下「法定届出」という。）が必要な行為に係る建築物等を示す図書で、規則で定めるものとする。

（特定届出対象行為）

第13条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為のうち、第11条に規定する行為を除く行為とする。

（事前協議）

第14条 法定届出を行う者は、あらかじめ市長に法第8条第2項第2号に規定する事項の協議（以下「事前協議」という。）をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、重点地区景観協議会が組織された重点地区における事前協議は、当該重点地区景観協議会の代表者にしなければならない。

3 市長又は重点地区景観協議会の代表者は、前2項の事前協議があった場合において、当該事前協議の内容が景観計画に適合しているときは、適合確認書を交付するものとする。

（事前協議の効果）

第15条 市長は、前条第3項の適合確認書を交付したときは、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認め、法第18条第1項に規定する期間を規則で定めるところにより短縮することができる。

（指導又は助言）

第16条 市長又は重点地区景観協議会の代表者は、事前協議の内容が景観計画に適合しているかについて判断する際に必要があると認めるときは、景観アドバイザー（第25条に規定する景観アドバイザーをいう。）に助言を求めることができる。

2 市長又は重点地区景観協議会の代表者は、事前協議の内容が景観計画に適合しないと認めるときは、事前協議を行った者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 前2項の規定は、法定届出について準用する。この場合において、これらの規定中「市長又は重点地区景観協議会の代表者」とあるのは、「市長」と、「事前協議」とあるのは「法定届出」と読み替えるものとする。

（適合通知書の交付等）

第17条 市長は、法定届出の内容が景観計画に適合するときは、適合通知書を交付するものとする。

2 法定届出を行う者は、前項の適合通知書の交付前に建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認の申請をしてはならない。ただし、第14条第3項の適合確認書が交付されているときは、この限りでない。

（勧告又は命令）

第18条 市長は、法第16条第3項に規定する勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令（以下「勧告又は命令」という。）を行うときは、三郷市景観審議会の意見を聴くものとする。

（公表）

第19条 市長は、勧告又は命令を受けた者が正当な理由なく当該勧告又は命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 勧告又は命令を受けた者の氏名及び住所（事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

- (2) 勧告又は命令の対象となった行為及び位置
(3) 勧告又は命令に従わなかった事実
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、三郷市景観審議会を意見を聴くものとする。
- 3 第1項の規定による公表の対象となる者は、三郷市景観審議会が意見を述べることができる。
- (勧告又は命令の適用除外)
第20条 市長は、埼玉県景観条例（平成元年埼玉県条例第42号）第13条第1項の規定に基づき、大規模行為が景観形成基準に適合している旨の通知を交付された建築物又は工作物が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、法第16条第3項並びに法第17条第1項及び第5項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、あらかじめ三郷市景観審議会の意見を聴くものとする。
- (1) 建築物又は工作物の外観を変更することとなる色彩の変更で、変更前と同等の色彩を従前の位置で使用する行為
(2) 正当な理由により行う行為
(完了検査等)
- 第21条 法定届出を行った者は、当該届出に係る行為が完了したときは、速やかにその旨を市長に届けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出内容について完了検査を実施しなければならない。
- 【第3章 景観形成の推進方策】
(公共施設等における景観形成)
第22条 公共施設その他公用若しくは公共の用に供する建築物若しくは工作物の設置者又は管理者は、景観に配慮した整備、管理及び活用に努め、良好な景観形成を積極的に推進するための先導的な役割を果たさなければならない。
- (景観まちづくり組織)
第23条 市長は、市民及び事業者が一定の地区における良好な景観形成を推進するための活動を自主的に行う目的で組織された団体で、次の各号のいずれにも該当するものを景観まちづくり組織として認定することができる。
- (1) 一定の地区内に係る市民で組織された団体であること。
(2) その活動が一定の地区内に限られ、かつ、財産権を不当に制限するものでないこと。
- 2 景観まちづくり組織の認定を受けようとする団体は、必要書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、景観まちづくり組織が第1項の要件に該当しなくなったとき又は当該組織の目的に合致していない活動をしていると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消すことができる。

- 4 景観まちづくり組織は、解散しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届けなければならない。
- (表彰)
第24条 市長は、良好な景観形成に寄与していると認める建築物、工作物その他の地物について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。
- 2 市長は、良好な景観形成に関する活動又は貢献をしている者を表彰することができる。
- (景観アドバイザー)
第25条 市長は、良好な景観形成に関する専門的知識を有する者を景観アドバイザーに指定することができる。

【第4章 審議会】

- (審議会)
第26条 市長は、良好な景観形成に関する重要事項について調査審議するため、三郷市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- (審議会の審議事項等)
第27条 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議する。
- (1) 三郷市景観形成基本計画の変更
(2) この条例の規定により意見を聴くこととされた事項
(3) その他市の景観行政にかかわること。
- (審議会の組織体制)
第28条 審議会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が選任する。
- (1) 学識経験者
(2) 公葬による市民
(3) 重点地区景観協議会の代表者
(4) 市長が必要と認める団体の代表者
- (審議会の委員の任期)
第29条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

【第5章 雑則】

- (委任)
第30条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【附 則】

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 別表（第11条関係）
1 景観計画区域のうち重点地区以外の区域
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、次のいずれにも該当しないもの
ア 延べ面積が500平方メートル以上のもの

- イ 高さが10メートル以上のもの
ウ ア又はイ以外で開発事業（三郷市開発事業等の手続等に関する条例（平成21年条例第34号）第2条第2項第5号に規定する開発事業をいう。）の敷地内のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、次のいずれにも該当しないもの
ア 前号ア又はイに該当するもののうち、各立面の外観の変更面積が壁においては3分の1以上かつ45平方メートル以上、屋根においては3分の1以上かつ10平方メートル以上のもの
イ 前号ウによる法定届出で景観計画の適合を受けたもののうち、各立面の外観の変更面積が壁においては3分の1以上若しくは45平方メートル以上、屋根においては3分の1以上若しくは10平方メートル以上のもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、次のいずれにも該当しないもの
ア 擁壁の高さが2メートル以上かつ長さが20メートル以上のもの
イ 高さが10メートル以上のもの
ウ 築造面積（工作物の水平投影面積（自動車の駐車及び通行の用に供する部分があるときは、その用に供する面積を含む。）をいう。）が500平方メートル以上のもの
エ 各立面の外観の変更面積が3分の1以上かつ45平方メートル以上のもの
- (4) 開発行為で、面積が500平方メートル以上でないもの
(5) 土地の形質の変更で、面積が500平方メートル以上でないもの
(6) 木竹の植栽又は伐採で、面積が500平方メートル以上でないもの
(7) 屋外における土石（三郷市土砂のたひの規則に関する条例（平成17年条例第31号）第2条に規定する土砂をいう。）、廃棄物、再生資源その他の物件の増積で、その用に供される土地の面積が500平方メートル以上でないものかつ高さが1.5メートル以上でないもの
- 2 重点地区
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、次のいずれにも該当しないもの
ア 延べ面積が250平方メートル以上のもの
イ 高さが5メートル以上のもの
ウ ア又はイ以外で開発事業の敷地内のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、次のいずれにも該当しないもの

- ア 前号ア又はイに該当するもののうち、各立面の外観の変更面積が壁においては4分の1以上かつ20平方メートル以上、屋根においては3分の1以上かつ5平方メートル以上のもの
イ 前号ウによる法定届出で景観計画の適合を受けたもののうち、各立面の外観の変更面積が壁においては4分の1以上若しくは20平方メートル以上、屋根においては4分の1以上若しくは5平方メートル以上のもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、次のいずれにも該当しないもの
ア 擁壁の高さが2メートル以上かつ長さが10メートル以上のもの
イ 高さが5メートル以上のもの
ウ 築造面積が250平方メートル以上のもの
エ 各立面の外観の変更面積が4分の1以上かつ20平方メートル以上のもの
- (4) 開発行為で、面積が500平方メートル以上でないもの
(5) 土地の形質の変更で、面積が250平方メートル以上でないもの
(6) 木竹の植栽又は伐採で、面積が250平方メートル以上でないもの
(7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の増積で、その用に供される土地の面積が500平方メートル以上でないものかつ高さが1.5メートル以上でないもの

6 法定通知の対象行為

法定通知の対象行為は、三郷市景観条例第11条に基づくもので、次の景観計画第4章「2

届出対象行為」の一覧表である。

行為	届出の対象規模	
	景観計画区域	重点地区
1) 建築物*1	イ) 延べ面積が500㎡以上のもの ロ) 高さが10m以上のもの ハ) イ又はロ以外で開発事業*6の敷地内 のもの ニ) イ又はロに該当するもののうち、各 立面の外観の変更面積が壁において は1/3以上かつ45㎡以上、屋根に おいては1/3以上かつ10㎡以上の もの ホ) ハによる届出で景観計画の適合を受 けたもののうち、各立面の外観の変 更面積が壁においては1/3以上若 しくは45㎡以上、屋根においては1 /3以上若しくは10㎡以上のもの	イ) 延べ面積が250㎡以上のもの ロ) 高さが5m以上のもの ハ) イ又はロ以外で開発事業の敷地内 のもの ニ) イ又はロに該当するもののうち、各 立面の外観の変更面積が壁において は1/4以上かつ20㎡以上、屋根に おいては1/4以上かつ5㎡以上のも の ホ) ハによる届出で景観計画の適合を受 けたもののうち、各立面の外観の変 更面積が壁においては1/4以上若 しくは20㎡以上、屋根においては1 /4以上若しくは5㎡以上のもの
2) 工作物*2の新設、 増築、改築、移転、外 観を変更することと なる修繕若しくは模 様替え又は色彩の変 更	イ) 擁壁の高さが2m以上かつ長さが20 m以上のもの ロ) 高さが10m以上のもの ハ) 築造面積*7が500㎡以上のもの ニ) 各立面の外観の変更面積が1/3以上 かつ45㎡以上のもの	イ) 擁壁の高さが2m以上かつ長さが10 m以上のもの ロ) 高さが5m以上のもの ハ) 築造面積が250㎡以上のもの ニ) 各立面の外観の変更面積が1/4以上 かつ20㎡以上のもの
3) 開発行為*3	イ) 面積が500㎡以上のもの	イ) 面積が500㎡以上のもの
4) 土地の形質の変更*4	イ) 面積が500㎡以上のもの	イ) 面積が250㎡以上のもの
5) 木竹の植栽又は伐採	イ) 面積が500㎡以上のもの	イ) 面積が250㎡以上のもの
6) 屋外における土石、 廃棄物、再生資源その 他の物件の堆積*5	イ) その用に供される土地の面積が 500㎡以上、又は高さが1.5m以上 のもの	イ) その用に供される土地の面積が 500㎡以上、又は高さが1.5m以上 のもの
7) その他	イ) 上記のほか、法令等により届出が必要なもので、延べ面積10㎡以下の増築、改 築及び移転以外のもの	

* 1 建築物（建築基準法第2条第1項）
一 土地に定着する工作物のうち、①：屋根があって柱若しくは壁のあるもの、②：①に付属する門・扉、③：観音のための工作物、
④：高層の工作物内に設ける事務所・店舗・興行場・倉庫など、⑤：①から④の建築設備、をいう。

* 2 工作物（建築基準法第88条第1項、第2項その他の工作物）
一 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物
一 昇降機、ウォータースケート、飛行場その他これらに類する工作物
一 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物
一 その他の工作物：設置式の一層二段等の自走式自動車庫、駐車機及びこれに付随する出入口等をいう。

* 3 開発行為（都市計画法第4条第12項）
一 主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

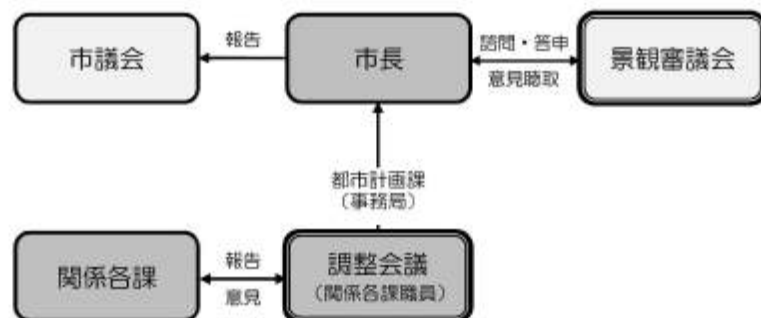
* 4 土地の形質の変更
一 自動車の駐車及び通行の用に供する土地等で行う土地の形状及び性質の変更をいう。

* 5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
一 土石：三郷市土砂のたい積の規制に関する条例第2条に規定する土砂をいう。
一 廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
一 再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。
一 その他の物件：資材等をいう。

* 6 開発事業
一 三郷市開発事業等の手続等に関する条例第2条に規定する開発事業をいう。

* 7 築造面積
一 工作物の水平投影面積（自動車の駐車及び通行の用に供する部分があるときは、その用に供する面積を含む。）をいう。

7 三郷市公共施設景観ガイドライン策定に対する組織体制



- 三郷市景観審議会
学識者、市民の代表及び事業者の代表で構成する組織
公共施設景観ガイドラインの素案に対する意見を伺う。
公共施設景観ガイドラインの案について市長からの諮問受け、答申を行う。
- 三郷市公共施設景観ガイドライン調整会議
市職員で構成する組織
公共施設景観ガイドライン案の作成を行う。

8 三郷市公共施設景観ガイドライン策定の経過

平成23年	6月30日(木)	第1回三郷市公共施設景観ガイドライン調整会議 ●三郷市公共施設景観ガイドライン調整会議座長の選出 ●三郷市公共施設景観ガイドライン素案 ・「目的及び基本方針」「適用の範囲」の意見交換
	8月 3日(水)	第1回三郷市景観審議会 ●景観審議会会長及び副会長の選出 ●三郷市公共施設景観ガイドライン策定についての説明
	8月31日(水)	第2回三郷市公共施設景観ガイドライン調整会議 ●三郷市公共施設景観ガイドライン素案 ・「目的及び基本方針」「適用の範囲」の検討 ・「施設別ガイドライン」「色彩」の意見交換
	10月 4日(火)	第3回三郷市公共施設景観ガイドライン調整会議 ●三郷市公共施設景観ガイドライン素案 ・「施設別ガイドライン」の検討 ・「共通要素別ガイドライン」の意見交換
	10月31日(月)	第2回三郷市景観審議会 ●三郷市公共施設景観ガイドライン素案の意見聴取
	12月 6日(火) ～1月31日(火)	市ホームページ上での意見募集 ●三郷市公共施設景観ガイドライン素案
	12月19日(月)	第4回三郷市公共施設景観ガイドライン調整会議 ●三郷市公共施設景観ガイドライン素案 ・「共通要素別ガイドライン」の検討 ・「目的・位置づけ等、基本認識」「協議対象規模」「手続き、組織体制」「チェックシート」の意見交換
	12月28日(水) ～1月 9日(水)	三郷市景観啓発パネル展示等(くらぼっとみさと) ●三郷市公共施設景観ガイドライン素案・構想を理解して頂くためのパネル展示及び意見募集
平成24年	1月17日(火) ～1月31日(火)	景観審議会委員への意見聴取 ●三郷市公共施設景観ガイドライン素案
	1月24日(火)	第5回三郷市公共施設景観ガイドライン調整会議 ●三郷市公共施設景観ガイドライン素案 ・「目的・位置づけ等、基本認識」「協議対象規模」の再検討 ・「手続き、組織体制」「チェックシート」の検討
	2月 8日(水)	第6回三郷市公共施設景観ガイドライン調整会議 ●三郷市公共施設景観ガイドライン素案 ・三郷市公共施設景観ガイドライン素案全体のまとめ
	2月29日(水)	第3回三郷市景観審議会 ●三郷市公共施設景観ガイドライン案 ・「案」の検討

9 各会議の設置要綱等

①三郷市景観審議会

三郷市景観条例（抜粋）

第4章 審議会

（審議会）

第26条 市長は、良好な景観形成に関する重要事項について調査審議するため、三郷市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議会の審議事項等）

第27条 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議する。

- (1) 三郷市景観形成基本計画の変更
- (2) この条例の規定により意見を聞くこととされた事項
- (3) その他市の景観行政にかかわること。

（審議会の組織体制）

第28条 審議会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公営による市民
- (3) 重点地区景観協議会の代表者
- (4) 市長が必要と認める団体の代表者

（審議会の委員の任期）

第29条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

三郷市景観条例施行規則（抜粋）

（審議会の組織）

第20条 条例第26条に規定する審議会に会長及び副会長を置き、会長にあっては条例第28条第1号に規定による委員から、委員の選挙によりこれを定め、副会長にあっては会長の指名によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第21条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決することによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

（審議会の運営事項）

第22条 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（審議会の庶務）

第23条 審議会の庶務は、まちづくり推進部都市計画課において処理する。

②三郷市公共施設景観ガイドライン調整会議

三郷市公共施設景観ガイドライン調整会議設置要綱

（名称）

第1条 本会議は、三郷市公共施設景観ガイドライン調整会議（以下「調整会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 本市の公共施設の景観に配慮した整備、管理及び活用に関する指針（以下「公共施設景観ガイドライン」という。）を策定するにあたり、調整会議を設置する。

（役割）

第3条 調整会議の役割は、次の各号に定める。

- (1) 公共施設景観ガイドラインの案を作成すること。
- (2) 公共施設景観ガイドラインの案の作成に係る調査及び検討を行うこと。

（構成）

第4条 調整会議は原則として係長、主査級の職員で構成されるものとし、別表1に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 座長は、会員の互選により選出する。
- 3 副座長は、座長が指名する。
- 4 座長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）

第5条 調整会議は、必要の都度、座長が招集し、座長は、会議の議長となる。

- 2 座長は必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第6条 調整会議の庶務は、都市計画課計画景観係が行う。

（補足）

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項が生じた時は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年6月13日から施行する。

別表1

企画総務部	企画調整課職員
財務部	財務課職員
環境経済部	交通課職員、産業振興課職員
建設部	道路治水課職員、下水道課職員、営繕課職員
まちづくり推進部	都市計画課職員、開発指導課職員、みどり公園課職員、まちづくり事業課職員
水道部	施設課職員
学校教育部	教育総務課職員

10 各会議の委員名簿

①三郷市景観審議会（平成23年8月～）

委員数：10名		
氏 名	所属団体・職名	備 考
横 張 真	東京大学大学院 教授	会長
田 邊 学	㈱カラープランニングセンター 代表取締役	副会長
沼 野 次 男	一般公募	
岡 永 寿 江	一般公募	
川 田 康 雄	三郷市商工会	
岡 庭 丈 夫	三郷市農業委員会	
成 川 弘	さいかつ農業協同組合	
福 脇 康 博	(社)埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉東支部	
中 村 清 一	(社)埼玉建築士会 越谷支部	
白 石 克 己	(社)埼玉県建築士事務所協会 越谷南支部	

②三郷市公共施設景観ガイドライン調整会議（平成23年度）

委員数：13名

氏 名	職 名	備 考
小賀坂 正和	にぎわい拠点準備室 主査	座長
増 田 孝 之	財務課 管財係長	
山 口 彰 二	交通課 交通対策係長	
佐々木 徳男	産業振興課 商工労政係 主査	
金 子 隆 一	道路治水課 道路係 主査	
大 堀 肇	下水道課 工務係 主査	
宮 田 亮	営繕課 営繕係長	
福 澤 直 人	都市計画課 都市施設係 主査	
柳 田 徹	開発指導課 建築指導係 主査	
富 塚 昭 彦	みどり公園課 みどり公園係 専門員	
中 村 剛	まちづくり事業課 インター周辺整備係長	副座長
鈴木 和 男	施設課 施設係長	
高 瀬 和 則	教育総務課 学校施設係長	

③事務局

まちづくり推進部 都市計画課

氏 名	職 名
佐久間 竹二	まちづくり推進部長
大久保 正司	まちづくり推進部 理事（兼副部長兼都市計画課長）
池 田 正 雄	都市計画課 課長補佐（兼都市施設係長）
松 本 義 博	都市計画課 主幹（兼計画景観係長）
浦 川 毅	都市計画課 計画景観係 主査
佐々木 康裕	都市計画課 計画景観係 主任技師

改版履歴

平成 24 年 3 月 初版

平成 30 年 1 月 改訂

令和 2 年 4 月 改訂



三郷市公共施設景観ガイドライン

作成日 令和 2 年 4 月

企画・編集 三郷市まちづくり推進部
都市デザイン課



三郷市マスコットキャラクター
「かいちゃん&つぶちゃん」